電話盗聴と国際人権法

自由権規約とヨーロッパ人権条約の実行の分析

朴

洪

吉

一はじめに

二 自由権規約と電話盗聴

(2) (1) 政府報告審査における電話盗聴 一般的意見一六(三二)における電話盗聴

小括

ヨーロッパ人権条約と電話盗聴

(1) (2) ヨーロッパ人権条約第八条一項の内容-「通信」の意味

ヨーロッパ人権条約第八条二項の内容

1 「公の機関による干渉」の意味

「法律に基づき」の意味――その一:「法律」の形式――

「法律に基づき」の意味― ---その二: 「法律」の質-

3

電話盗聴と国際人権法

同志社法学

五六巻四号

干渉の諸目的の意味

4

- ⑤ 「民主的社会において必要な」の意味
- ③ 「評価の余地」理
- (4) 小括

兀

おわりに

一はじめに

厳の尊重をその基本理念としているが、通信の秘密が保障されず、通信という個人の私的領域に他者が無断で侵入 ヨーロッパ人権条約(第八条)などがこの権利を保障しているのも、それと同じ考えに立つものといえよう。 することを許せば、個人の尊厳は著しく損なわれることになるであろう。各国の憲法が通信の秘密を基本的人権の 一つとして保障しているのは、このためである。そして、世界人権宣言(第一二条)や自由権規約(第一七条)、 通信の秘密はプライバシーの権利の重要な一環であり、近代憲法の基本原則の一つである。近代憲法は個人の尊

由を付した令状によりこの権利は制限されることができると規定している。日本国憲法第二一条二項後段にはこの 対する制限が許されると規定しているし、イタリア憲法第一五条二項も法律の定める保障をともない司法官憲の理 る。もっとも、通信の秘密も絶対無制限ではない。例えば、ドイツ基本法第一○条二項は法律に基づきこの権利に このように、通信の秘密は各国憲法だけでなく主要な国際人権文書においても基本的人権として保障されてい

は一般に承認されている。 いと規定しているし、 ような規定はない。しかし、日本国憲法においても通信の秘密は絶対的ではなく、一定の内在的制約に服すること ヨーロッパ人権条約第八条二項は通信に対して法律に基づきかつ一定の目的のために民主的 自由権規約第一七条一項は何人もその通信に対して恣意的にもしくは不法に干渉され

社会において必要なもの以外のいかなる公の機関による干渉もあってはならないと規定している。

通信の秘密も法律に基づき制限を受けうるが、この通信の秘密の制限に関して最も問題となるのは電話の盗聴で

法律を定め実施してきたが、それぞれの国において、その賛否について、その内容について、その実施と影響につ てそれを実施する場合この法律は特に厳格に遵守されなければならないであろう。これまで多くの国が電話盗聴の な場合無関係な通話者の知らない裡にその通話内容を丸ごと補足する可能性があるため、プライバシー侵害の度合 話を対象とするため、それが目的とする通話だけでなく無関係な通話までも傍受することが避けられず、そのよう ある。スパイやテロリスト、犯罪組織がテロや犯罪などに電話を利用することが多いため、電話盗聴の必要性が主 が強いからである。 しかし、 郵便物の押収などと異なり、 従って、国家が電話盗聴を導入する場合その法律は特に明確に規定される必要があり、 電話盗聴は対象の特定が困難で、一定期間内に行われる全ての通 そし

てその議論から何が明らかになったのであろうか。 聴を国際機関の場でどのように説明し、それに対して国際人権機関はどのような判断を下したのであろうか、 そし

国際人権機関において電話盗聴はどのように議論されてきたのであろうか。

各国政府は自国

の電話盗

いて、さまざまな議論が行われてきた。

それでは

以上の問題関心から、本論文では自由権規約とヨーロッパ人権条約を取り上げ、規約人権委員会とヨーロッパ人 同志社法学 五六巻四号

機関がどのような判断を下したのかを検討し、現在国際人権法において電話盗聴がどのように捉えられているのか を考察したい。自由権規約を取り上げるのはそれが全世界の国に開かれた条約であり、規約人権委員会の活動と判 権裁判所において当事者、特に締約国政府が自国の電話盗聴に関してどのような主張を行い、それに対してこれら

方、 関しても判例法が形成されており、その判例法は規約人権委員会にも一定の示唆を与えうるように思われるからで ヨーロッパ人権条約は地域的条約であるが、ヨーロッパ人権裁判所はこれまで多くの判決を下し、電話盗聴に

断は全世界の多くの国に関わりをもつからである。日本も自由権規約の締約国であることはいうまでもない。他

ある。 3

- 1 佐藤幸治『憲法 (第三版)』青林書院 (一九九五年)、五七八頁。
- 2 よび盗聴に関する規定」『レファンス』四五七号(一九八九年)参照 その後一部の国で法律が改正されたため内容が古くなっている個所があるが、 清水隆雄 「諸外国における通信の秘密の保護お
- 4 3 三四八頁参照 奧平康弘‧小田中聰樹監修、右崎正博‧川崎英明‧田島泰彦編『盗聴法の総合的研究』日本評論社(二〇〇一年)、二九三― Cf. M. Nowak, U. N. Covenant on Civil and Political Rights: CCPR Commentary (1993), p.X X III.

自由権規約と電話盗聴

盗聴に関していかなる議論が行われ、規約人権委員会はどのような判断を下したのであろうか にもしくは不法に干渉 自由権規約第一七条一項は「何人も、 (arbitrary or unlawful interference) され……ない」と規定している。この規定の下で電話 その私生活、 家族、 住居もしくは通信(correspondence)に対して恣意的

ところで、自由権規約の実施措置として、政府報告制度(第四〇条)、国家通報制度

(第四一条)、個人通報制度

は活用され、現在四五○を超える見解(views) い。それに対して、政府報告制度に基づく政府報告審査においては、電話盗聴の問題がたびたび取り上げられてき 第一選択議定書) 従って、政府報告審査で電話盗聴はどのように議論されたのか、そしてその議論から何が明らかになったのか がある。このうち、これまで国家通報制度が利用されたことは一度もない。 が採択されているが、しかし電話盗聴に関する見解は存在しな 他方個 人通報 制 度

(1) 政府報告審査における電話盗聴

を検討しよう。

況と問題点を明らかにし、 建設的対話 政府報告制度は締約国が提出した報告書を規約人権委員会で審査することにより、 (constructive dialogue)」といわれている。まず、締約国は規約に規定された諸権利について、とっ 締約国による規約の実施を援助しようとするものである。この規約人権委員会の審査は その国における規約の実施状

電話盗聴と国際人権法

同志社法学 五六巻四号 一八七 (六五三)

た措置およびもたらされた進歩ならびに規約の実施に影響を及ぼす要因および障害を、

五年ごとに報告しなけれ

実りあるものにするためである。 指摘し、 いかんではかなりの効果が期待できる。しかし、 められ、 時間は一 するガイドラインを採択した。しかし、このガイドラインに拘束力はない。従って、 かもその るという形で進められる。質問表が作成されるようになったのはあらかじめ質問事項を明確にし、報告書の審査を issues)に政府代表が回答することから始められ、 ならない。 各締約国の意思に委ねられている。次に、政府報告書は規約人権委員会で審査される。この審査にあてられ 最後に、質疑応答終了後、委員会は最終所見(concluding observation)を採択し、 カ国につき二~三会合である。 それに対して各委員が口頭で質問するのであるが、 締約国に具体的な勧告をする。しかし、この勧告に法的拘束力はない。 国の意思次第なのである。このように、 締約国が報告書を作成する手助けになるよう、規約人権委員会はかなり詳細な報告書の形式と内容に関 また、 各委員の質問内容は各自の自主的判断に委ねられているが、 報告書の審査は、 質問表や各委員の質問にどう回答するかは政府代表の意思によっ 政府代表の回答が不十分な場合、各委員は口頭で追加質問をす 政府報告審査の成果は総じて締約国の姿勢に大きく依存して 第一 第二回以降は委員会が事前に作成した質問表 回は政府代表が報告書の内容を説明することから始 従って、 報告書の内容をどうするか 締約国が勧告に従うか否 評価する点と問題点を その質問 (list of 内容

工 ーであった。 政府報告審査において、 ノルウェーは第一回報告書においては電話盗聴に関する法令名をあげるだけで、その規定も適用に 電話盗聴の問題に大きな関心を持ち、 最も積極的に取り組んだ締約国の一つは、 ノルウ

い る。6 。

を提出しているが、 関する情報も提出しなかった。しかし、一九七七年八月に報告書の形式と内容に関するガイドラインが採択された いても、 第一回報告書に対する追加報告書の付録として、それら法令の規定を提出し、それ以後これまで計三回報告書 ノルウェー代表は質問表や委員の質問に誠実に回答し、不十分な点は次回の報告書作成の際考慮に入れら⁽²⁾ 法令の改正や適用に関する情報を回を追うごとに詳しく提出してきた。また報告書の審査にお

そしてこの間に、 ノルウェーは電話盗聴に関する法律の整備を進め、かつその適正な運用にも努力してきた。第

後議会での長い審議を経て、一九九二年に一九七六年暫定法が刑訴法に編入され、監視委員会も改めて刑訴法の下 八五年に麻薬捜査のための電話盗聴をチェックする目的で監視委員会(the supervisory board) 麻薬捜査のための電話盗聴を規定する一九七六年暫定法があった。このうち、まず後者の法整備が進められ、 回報告書が提出された一九七七年当時、 ノルウェーには国家の安全のための電話盗聴を規定する一九一五年法と が設立され、その 一九

で設立されたのである。次に前者の電話盗聴に関して、一九九四年にノルウェー議会が設立したルント委員会で設立されたのである。次に前者の電話盗聴に関して、一九九四年にノルウェー議会が設立したルント委員会 の不法な電 (Lund Commission) 話盗聴があった、公安・情報機関に対する監督委員会 (the Control Committee for Security and は警察・軍の公安・情報機関の違法な電話盗聴を調査して、左翼や平和運動家に対する多く

the Secret Services) 告を受けて、監督委員会は廃止され、一九九五年新たに秘密機関に対する監督委員会 Intelligence Services) が権限を強化して設立された。さらに、一九九九年に警察公安機関の記録文書と登録簿に含 はそのような不法な電話盗聴を全くチェックできなかった、との報告書を提出した。この報 (the Control Committee for

ける権利を与える法律が制定された(二〇〇〇年一月一日発効)。このような動きを受けて、 まれた自己の情報を調べる権利を全ての者に与え、重大な損害を被った者に最高で約一三〇〇〇米ドルの賠償を受 ルウェーの第四回報告書の審査に対する最終所見の中で、「ルント委員会が多くの不法な電話盗聴の事実を暴いた 規約人権委員会はノ

の法律第七三号を歓迎する」と述べて、電話盗聴に対するノルウェーの取り組みを高く評価したのであった。 機関の記録文書と登録簿に含まれた自己に関する情報を請求する権利を全ての者に与えることになる、一九九九年 ことに留意して、委員会は、二〇〇〇年一月一日の発効後に、被害者に賠償を求める権利を与え、そして警察公安

問があったにもかかわらず、ジャマイカ代表はそれに回答せず、電話盗聴には全く言及しなかったのである。 げただけで、それ以上の記載は行わなかった。また報告書の審査においても、 このように、ノルウェーを始めいくつかの締約国は当初から電話盗聴に大きな関心をもち、 ジャマイカの場合を見てみよう。ジャマイカは第一回報告書において、 政府報告審査にも積極的な姿勢で臨んだ。しかし、多くの締約国の場合必ずしもそうではなかった。 通信の不可侵に関する憲法の規定をあ 複数の委員から電話盗聴について質 法律の整備などに努

に関する勧告を出すことになっている、 立法の現状」という質問表の質問に対して、ジャマイカ代表は、 の起草が現在関係機関により検討中である、と報告した。そしてその報告書の審査において、「電話盗聴に関する は電話盗聴に関する制定法は存在せず、 第二回報告書を期日より一〇年も遅れて提出したが、そこでジャマイカは電話盗聴に言及し、ジャマイカに 政策問題として発展してきた手続がある、そして電話盗聴に関する制定法 一般的に政府は電話盗聴に非常に関心があり、 情報の自由に関する委員会が近いうちに電話盗聴 英国のように必要な全ての

定するよう、ジャマイカ当局に勧告する」と述べて、早期の立法化を促した。 政規則は規約第一七条の遵守を確保するには不十分であるとの認識を示した後、「委員会は、 規約人権委員会はこのジャマイカの第二回報告書の審査に対する最終所見の中で、電話盗聴に関する現在の行 î保障を備えた適切な制定法を持つことが重要だと考えている、と回答して、政府の立法化への意欲を強調し 「しくはその実施を規律する明確な制定法(それは裁判所の監督のための適切な仕組を含むべきである) 電話盗聴を中止 を制 する

ソ連時代を含め、 電話盗聴に関してジャマイカはかなり積極的な姿勢に転じたようにみえるが、 ロシアは期日通りに報告書を提出してきた。そしてソ連時代と同様、 ロシアは消極的なままであった。 ロシアは第四回報告書に、

電話盗聴その他の秘密の慣行は日常茶飯事であったが、 は憲法と法律の規定の概要を説明しただけであった。この回答に対する追加質問で、 査において、「プライバシー権の許される干渉に関する法律と慣行」という質問表の質問に対しても、ロシア代表 通信の秘密に関する憲法と刑訴法の規定をあげただけで、それ以上の情報は提出しなかった。またその報告書の審 ロシア当局は憲法の一般的な規定がこの種の慣行を終了さ ある委員から、 旧体制下では

の違反を許さない、 った。それに対してロシア代表は、憲法第二三条により通信および電気通信の秘密は裁判所の決定がなけ せるのに十分な手段だと思いますか、この分野の明確な法規則の制定が必要ではありませんか、との質問があ ソ連においてはこの権利は当局の命令によりしばしば侵害されたが、 今日ロシア連邦は れば 市 民の

切

する最終所見の中で、 権利を保障する憲法規則を持っている、とだけ回答した。規約人権委員会はこのロシアの第四回報告書の審査に対権 プライバシー権を侵害する活動が今も引き続き行われていること、 およびプライバシーに対

定され、同時にプライバシー、家族、住居もしくは通信に対する不法なもしくは恣意的な干渉から保護を受ける権 入する仕組みが今も引き続き存在していることに懸念を表明した後、「委員会は、プライバシー保護の制定法が制 する正当な干渉の条件を規定し、不法な干渉に対する保障措置を備えた明確な制定法なしに、 私的な電話通信に介

利の侵害を防ぐための厳格で積極的な行動がとられることを、勧告する」と述べて、プライバシー保護のための明

このように、政府報告審査において電話盗聴の問題がたびたび取り上げられてきたが、しかしこの問題に対する

確な立法と厳格な行動をロシアに強く求めたのであった。

らないか。 づかなければならないということが改めて確認された。それでは、その法律はどのような内容のものでなければな 各締約国の姿勢によりその内容は多様であった。そしてこの政府報告審査の検討から、電話盗聴は明確な法律に基 政府報告審査において規約人権委員会はその考えを十分明らかにしなかった。

層の実施を促進すること等を目的として、一九八一年以降一般的意見(General Comment)を採択している。 ところで、規約人権委員会は政府報告審査で得られた経験を全ての締約国の利用に供し、 締約国による規約の一 一般

割を果たしている。そしてコンセンサスにより採択され、全ての締約国に向けられた一般的意見は大きな権威を持 的意見は規約各条項の目的や意味について規約人権委員会の意見を示すことにより、それらの解釈指針としての役

り上げている。従ってこの一般的意見一六(三二)を手がかりにして、規約人権委員会が電話盗聴をどのように捉 っている。このような一般的意見はこれまで二九採択されているが、このうち一六番目のものは規約第一七条を取

えているのかを検討しよう。なお、同じ条約の別の条項で使われている同じ用語は同じ意味を持つと考えられる。(図)

書に基づく規約人権委員会の見解もそれに影響を与える場合がある。従って、一般的意見一六(三二)の検討に際 従って、第一七条で使われているのと同じ用語が別の条項で使われていて、その条項の一般的意見が存在する場 合、それも参照したい。また、一般的意見は政府報告審査の経験に基づいて採択されるのであるが、第一選択議定

(2)一般的意見一六(三二) における電話盗聴

「通信」の意味

して、関連する規約人権委員会の見解も参照したい。

r J . る。そこでまず問題となるのは、この通信に電話の通信が含まれるか否かである。通信は元来書簡を意味する 既にみたように、規約第一七条は、何人もその通信に対して恣意的にもしくは不法に干渉されない、と規定して

を含む全ての通信の秘密が保障されなければならないのである。この点について、規約人権委員会は「第一七条を が、今日では電話、電報、 遵守するということは、通信の完全性と秘密性が法律上も事実上も保障されなければならない、ということを要求 ファクス等全ての通信手段を含むと考えられている。従って第一七条一項の下で、 電話

通信は、 途中で押収されず、そして開封もしくは読まれずに、名宛人に配達されなければならない。 電子的

電話、 電報その他の通信の傍受、電話盗聴および会話の録音は、禁止されなければならない」と述

べた。もっとも、全ての人は社会の中で生活しているので、プライバシーの保護は必然的に相対的である。従って

されている訳でもない。電話盗聴は「法律」に基づきかつ「恣意的」でない方法で実行されなければならないので 通信の秘密も絶対的でなく、電話盗聴も絶対的に禁止されているのではない。だからといって、それは無条件に許

②「法律」の意味

ある。

でなければならないということは、その属性から当然であろう。そして、法律自身が規約の規定、 あり、これには制定法と判例法および法律が授権した行政規則が含まれる。法律は公布され、全ての者に接近可能 (型) 律自体規約の規定、意図および目的を遵守しなければならない」と述べた。この法律が意味しているのは国内法で てはならない、ということを意味する。国家が認める干渉は法律に基づいてのみ行われることができるが、 これについて、規約人権委員会は「『不法な』という用語は、法律が規定する場合を除いていかなる干渉もあっ 意図、 目的と両 この法

立しなければならない。

たように、 い。従って、囚人の通信を規制する行政規則が争われたピンクニー事件(No. 27/1978)で規約人権委員会が述べ 機関に無制限の裁量権(unfettered discretion)を与えないように、十分正確かつ詳細に規定されなければならな ごとに下されなければならない」と規約人権委員会は述べた。すなわち、法律は権利を制限する権限を認められた(恕) 定しなければならない。このように認められた干渉を実行する決定は、もっぱら法律が明示する機関により、 もし法律が非常に一般的な用語で規定されていれば、そのこと自体でその法律は恣意的な適用に対する 一件

そして、規約を遵守した干渉についてさえ、「問題の制定法はそのような干渉が許される正確な事情を詳細に規

れなければならない(第二条三項)。 が、一件一件慎重に決定し実行することができる。なお、不法な干渉が起こった場合、効果的な救済措置が提供さ 十分な法的保障を提供していないことになる。そしてこのような法律に基づく干渉は、法律が明示する機関だけ

③「恣意的」の意味

という概念を導入したのは、法律が規定する干渉でさえこの規約の規定、 に関連している。委員会の見解では、『恣意的な干渉』という表現は法律が規定する干渉にも適用される。 これについて、規約人権委員会は「『恣意的な干渉』という表現もまた、第一七条に規定されている権利の保護 意図および目的と一致しなければならな

法律の内容は恣意的であってはならない。 すなわち、 法律が規定する干渉でさえ規約の規定、 意図、目

る」と述べた。この恣意性の概念は法律の内容と法律の適用の両方に及ぶ。(4)

いこと、そしていずれにしても特定の状況において合理的でなければならないこと、を保障するよう意図してであ

愛の行為を犯罪とするタスマニア州法が争われたトゥーネン事件(No. 488/1992)で、規約人権委員会は「合理性 とは何を意味しているのか。一般的意見一六(三二)の審議過程からは明らかでない。それについては後に、 的と両立しなければならず、かつ特定の状況において合理的でなければならないのである。それでは、この合理的 同性

V) の要件は、プライバシーに対するいかなる干渉も追求された目的に比例 かなる状況においても必要(necessary)でなければならない、ということを意味する」と解釈した。 (proportional) しなければならず、 かつ

まず、プライバシーに対する干渉は一定の目的に役立つ(serve)というだけでは不十分であり、一定の目的の

五六巻四号

一九五

同志社法学

いるだけである。この文言から、締約国がプライバシーに干渉できる目的には限定がないように見える。しかし、 ために必要でなければならない。ところで、第一七条一項は自由権規約の他の条項と異なり、プライバシーに対す る干渉が許される目的を列挙しておらず、単に「何人も……恣意的なもしくは不法な干渉を受けない」と規定して

シーに対する干渉が許される正当な目的とはどのようなものであろうか。まず、自由権規約第一二条三項、一八条 従ってプライバシーに対する干渉が許される目的は正当なものでなければならない。それでは、具体的にプライバ 約国がプライバシーの本質を損なうような目的でプライバシーに干渉することが許されないことは明らかであり、 締約国が権利の本質を損なうような制限を課すことができないことは、当然であろう(第五条一項)。例えば、締

るべきように思われる。従って、自由権規約の他の条項にあげられた目的以外の目的でプライバシーに干渉する場® 以上にあげられた目的はかなり広範であること、およびプライバシーの権利の重要性を考慮して、厳格に解釈され 三項、一九条三項、二一条、二二条二項にあげられた目的が参考にできるであろう。それ以外の目的については、

規約人権委員会はその内容を次のように敷衍した。すなわち、 次に、プライバシーに対する干渉は一定の正当な目的に比例しなければならない。この比例原則について、 権利を制限する措置はそれの保護的機能を果たすの

合には、特に強い正当性が求められるべきであろう。

ればならない、その措置は保護される利益に比例したものでなければならない、 に適切なものでなければならない、その措置は所期の目的を達成できる諸手段の中で最も侵害的でない手段でなけ

法律の適用も恣意的であってはならない。すなわち、プライバシーに干渉する場合に行政機関は法律を

らない 厳格に遵守しなければならず、プライバシー侵害の訴訟が提起された場合に裁判所は法律を厳格に適用しなければ イバシーに対する干渉はプライバシーの本質を損なってはならず(第五条一項)、かついかなる差別もあってはな ならない。その際、法律が規定する干渉でさえ規約の規定、意図、目的と両立しなければならない、とりわけプラ (第二条一項) ということが、特に留意されるべきであろう。

(3) 小括

来第一選択議定書に基づく通報が提出され、規約人権委員会がその見解を採択するのを待たなければならない 律は具体的にどのように規定されれば明確だ、といいうるのであろうか。現在それは十分明らかでない。それは将 討から電話盗聴は明確な法律に基づかなければならないということが、明らかになった。それでは、電話盗聴の法 以上、 政府報告審査および一般的意見一六(三二) における電話盗聴の議論を検討してきた。政府報告審査の検

ッパ人権裁判所がそれらに判決を下してきており、 他方ヨーロッパ人権条約においては、これまで締約国における電話盗聴について多くの申立が提出され、 電話盗聴の判例法が形成されている。従って次に章を改め、 彐 口

ーロッパ人権条約における電話盗聴を検討しよう。

1 Manual on Human Rights Reporting (1997), p. 40 F. Pocar, C. Bernard and P. Wille, "National Reports: Their Submission to Expert Bodies and Follow - Up", United Nations(ed.),

五六巻四号

一九七

- (2) このガイドラインには「第一回報告書のためのガイドライン」と「定期報告書のためのガイドライン」とがある。 同志社法学 五六巻四号
- (3) そのため内容が不十分な報告書も少なくないという。安藤委員は「現実に提出される報告書のなかには、極端に短いもの、政 CCPR/C/20/Rev.1.
- 三年)、四四—四五頁。 する情報を欠くものが少なくない」と述べられている。安藤仁介「国際人権保障の成果と課題」『国際問題』四〇四号(一九九 府の方針のみを羅列したもの、憲法典の略説にすぎないものなどが散見されるほか、法令の規定のみを並べ立て、その適用に関
- 5 安藤仁介「国際人権規約委員会による当事国報告の審査について」『法律時報』六〇巻一二号(一九八八年)、六四頁

I. Boerefijn, The Reporting Procedure under the Covenant on Civil and Political Rights (1999), p. 205

- 6 System of Human Rights Treaty Obligations: Colloquium, Potsdam, 22-23 November 1996 (1998), p. 17 E. Klein, "The Reporting System under the International Covenant on Civil and Political Rights", E. Klein (ed.), The Monitoring

8

CCPR/C/1/Add.52, Annex B

CCPR/C/1/Add.5, Article 17

- 9 CCPR/C/42/Add.5 (第二回報告書), Article 17; CCPR/C/70/Add.2 (第三回報告書) Article 17; CCPR/C/115/Add.2 (第四回報告書)
- (印) CCPR/C/SR.77 (paras. 29,47), SR.79 (para. 23), SR.302 (paras. 18,37) (以上第一回報告審查); CCPR/C/SR. 846(paras. 14,19) (以 上第二回報告審查); CCPR/C/SR.1785 (paras. 2,23,60), SR.1786 (para. 11) (以上第四回報告審查),
- 11 CCPR/C/1/Add.5, Article 17
- 12 CCPR/C/42/Add.5, Article 17.
- 13 CCPR/C/115/Add.2, Article 17
- CCPR/C/SR.1785, para.23

14

- (16) A/55/40 (2000), p. 23, para. 73.
- 17 他に最終所見で電話盗聴への取り組みを評価された国として、イタリア (A/53/40 (1998), p. 50, para. 336) がある。
- (≅) CCPR/C/1/Add.53, Article 17.
- (\(\Lefta\)) CCPR/C/SR.291, para. 34, SR.292, para.24
- (\Re) CCPR/C/42/Add.15, Article 17
- (1) CCDD/C/CD 1694 pares 50
- (진) CCPR/C/SR.1624, paras. 50-51

22

A/53/40(1998), p.18, para. 88

- (\mathrm{A}) CCPR/C/84/Add.2, Article 17.
- (전) CCPR/C/SR.1428, para.63
- (5) Ibid., paras. 67-69.
- (26) CCPR/C/SR.1429, para. 22
- (27) Ibid., para.50.
- (%) A/50/40 (1995), pp. 62-63, para. 380.

29

Ibid., p. 65, para. 399

- 30 他に最終所見で電話盗聴に関して懸念と勧告が表明された国として、 ベラルーシ (A/53/40 (1998), p. 28, para. 151)、ポーラン (A/54/40 (1999), p. 68, para. 355)、韓国(A/55/40 (2000), p. 32, para. 149)、スウェーデン(A/57/40 (2002), p. 59, para. 12)
- 31 小坂田裕子「自由権規約に基づく報告制度の発展とその今日的意義」『人間・環境学』九巻(二○○○年)、三四頁。
- 33 A. C. Kiss, "Permissible Limitations on Rights", L. Henkin (ed.), The International Bill of Rights (1981), p. 294

32

I. Boerefijn, op. cit., p. 300

などがある。

I. Boerefijn, op. cit., p. 297; T. Opsahl, "The Human Rights Committee", P. Alston (ed.), The United Nations and Human Rights

電話盗聴と国際人権法

- 35 一九八八年)、三八号(一九九一年)、五〇号(一九九六年)。それらを参照したが、一部訳語を変えたところもある。 一般的意見はこれまで二九採択されているが、そのうち一ないし二二を佐藤文夫教授が翻訳されている。『成城法学』二八号
- 37 一般的意見一六(三二)、第八項

M. Nowak, op. cit., p. 304

36

- 38 一般的意見一六(三二)、第七項。

39

一般的意見一六(三二)、第三項。

- $\widehat{41}$ 40 一般的意見一六(三二)、第七項。M. Nowak, ibid 一般的意見一五(二七)、第三項。 M. Nowak, op. cit., p. 209.
- $\widehat{42}$ M. Nowak, ibid
- 44 43 一般的意見一六(三二)、第八項 一般的意見二七(六七)、第一三項
- 45 Pinkney v. Canada (No. 27/1978), para. 34
- 46 一般的意見一六(三二)、第四項。
- $\widehat{47}$ 一般的意見二七 (六七)、第二一項

48

CCPR/C/SR.771, paras. 24-52

- 49 Toonen v. Australia (No. 488/1992), para. 8.3

一般的意見二七 (六七)、第一四項

50

類似の修正案を提出したが、三八対二〇、棄権一六で否決された。反対理由は、この修正案では国家が個人のプライバシー権に 第一七条の起草中、総会第三委員会の第一五会期でデンマーク、オランダ、アイルランドはヨーロッパ人権条約第八条二項と

干渉できる範囲が制限されるようになる、というものであった。また、元の条文では公の機関の干渉と私人の干渉から個人を保

護するようになっていたのに、この修正案では公の機関の干渉だけから個人を保護するようになる、という反対理由もあげられ 巜º M. C. Bossuyt,, Guide to the"Travaux Préparatoires" of the International Covenant on Civil and Political Rights (1987), pp. 346

- (5) M. Nowak, op. cit., pp. 292-293
- (3) Ibid., p. 293.
- (4) 一般的意見二七 (六七)、第一四項

三 ヨーロッパ人権条約と電話盗聴

れ、 のため、また、無秩序もしくは犯罪の防止のため、民主的社会において必要な(necessary in a democratic society) の行使については、法律に基づき(in accordance with the law)、かつ国の安全、公共の安全もしくは国の経済福利 もの以外のいかなる公の機関による干渉(interference by a public authority)もあってはならない」と規定してい の私的生活および家族生活、住居ならびに通信(correspondence)の尊重を受ける権利を有する。 二 この権利 ヨーロッパ人権条約 この規定の下で電話盗聴に関してクラス事件、マローン事件、クリュスラン事件その他多くの事件が申立てら ヨーロッパ人権裁判所がそれらを審理した。それでは、これらの事件で訴訟当事者、 (以下特に断らない限り、本章では「人権条約」と略称) 第八条は「一 すべての者は、そ 特に締約国政府は自国の

そし

電話盗聴についてどのような主張を行い、それに対して人権裁判所はどのような判決を下したのであろうか、

例により第八条の内容が発展させられ、その意味が明らかにされてきた。従って以下に、 てこれらの判決から何が明らかになったのであろうか。自由権規約と異なり人権条約においては、人権裁判所の判 第八条の条文に則して、

(1) ヨーロ ッパ人権条約第八条一項の内容 ―「通信」の意味

この人権裁判所の判例を検討しよう。

所は「通信」の意味を広く解釈し、電話の通話は第八条一項に明記されていないけれど、それは「私的生活」およ まず問題となるのは、 通信は元来書面の通信を意味するからである。電話盗聴に関する初めての事件であるクラス事件で、 電話の通話が第八条一項が保障する権利に含まれるか否かである。 なぜなら既に見たよう

それでは、 通話者の一方が同意を与えた場合にも、そして通話内容が犯罪に関係する場合にも、その通話は第八

び「通信」

の観念に含まれる、と判示してこれを認めた。

の事実 条一項により保障されるのであろうか。これはA対フランス事件で問題となった。フランス政府は、 通話者の一方の提案に基づきかつ彼の同意を得て行われた、さらに傍受された通話は意識的に私的生活とは無関係 (犯罪の準備) のみを対象としていた、 従って私的生活の侵害はなかった、と主張した。 しかし人権裁判所 問題の録音は

は政府の主張を退け、 問題の干渉は疑いなく「通信」の尊重を受けるA夫人の権利に関係していた、と判示した。

する「通信」に含まれるか否かが、 被雇用者が公的ネットワーク外の内線電話ネットワークを使って職場から行った通話が第八条一項が保障 ハルフォード事件で問題となった。イギリス政府は、 ハルフォードが職場の内

ができないからである、 雇用者が提供する電話で被雇用者が行う通話を傍受できる、 電話で行った通話は第八条の保護を受けない、なぜなら彼女はそれに関してプライバシーの合理的期待を持つ事 と主張した。さらに政府は、 雇用者は原則として被雇用者に事前に知られることなしに、 との見解を述べた。 しかし人権裁判所は次のように判

内線電話で行った通話が傍受されやすいという警告がハルフォードに与えられた証拠はない。従って、 話も「私的生活」および「通信」の観念に含まれることは、その判例法から明らかである。 ていたのであり、さらに彼女は性差別事件のために事務室の電話を使用する保証を得ていたのである。従って、ハ ような通話に対するプライバシーの合理的期待を持っていたし、 示して、 彼女は署長補佐として電話が二台ついた事務室を単独で使用でき、そのうち一台は特に彼女の私用に指定され 政府の主張を退けた。 住居からかけられた電話だけでなく事業所 その期待は多くの要素により補強された。 (business premises) マージサイド警察署の からかけられた電 彼女はその つま

そして、「メータリング (metering)」で得られた情報が第八条一項により保障されるか否かが、 マロ 1 ン事件で

「私的生活」および

「通信」

の観念に含まれる、

ح ٥

ルフォードが彼女の事務室の電話で行った通話は

時々、 び各通 問題となった。メータリングとは、 0) 料金請求を正しく行ったり電話の不正使用をチェックする等のために行うものであるが、 その情報が重大犯罪の捜査に不可欠でありかつ他の情報源から得ることができない場合、 話 0 通話時刻と通話時間を記録するものである。 メーター・チェック・プリンターを用いて、 それは郵政公社が自身の目的のために、 特定の電話でかけた電話番号およ 警察の要請 しかし郵政公社は 例えば電話加入者

メータリングでは通話の傍受は行われない。このことからイギリス政

てその記録を提供してきた。

もっとも、

電話盗聴と国際人権法

同志社法学

は、 たものであり、それ故メータリングはその性質上、もし正当化されなければ民主的社会において望ましくなく違法 人権裁判所は次のように判示して、政府の主張を退けた。すなわち、メータリングで得られた情報は正当に得られ 通信の傍受と対照的に、メータリングは第八条が保障するいかなる権利にも干渉しない、と主張した。しかし

題を引き起こすはずがない、ということは容認しない。メータリングの記録は電話による通信の不可欠の要素であ る情報、 である、 通信の傍受と区別されるべきである。しかしながら、メータリングで得られたデータの利用が第八条の問 特に電話番号を含んでいる。従って、電話加入者の同意なしの警察への情報提供は第八条が保障する権利

①「公の機関による干渉」の意味

(2)

ヨーロ

ッパ人権条約第八条二項の内容

に対する干渉に当たる、と。

の実行さえなければ、 電話盗聴の実行が私的生活および通信の権利に対する干渉に当たることは、明らかであろう。それでは電話盗聴 電話盗聴を認める法律が存在するだけでは、それら権利に対する干渉にならないのであろう

それによれば、電話盗聴を認める制定法が存在するだけで、この制定法が適用される可能性のある全ての人に監視 か。クラス事件で人権裁判所は、そのような法律が存在するだけで「公の機関による干渉」になる、と判示した。

の脅威が生まれる。この脅威は必然的に郵便および電気通信サービス利用者間の通信の自由を根底から破壊しよう そのことによって私的生活および通信の尊重を受ける申立人の権利行使に対する「公の機関による干渉」を

構成するのである。

ス政府は、 電話盗聴の実行が「公の機関による干渉」に当たることは、実際に争われなかった。もっともコップ事件でスイ 公の機関による干渉が実際にあったか否かの問題は未解決のままである、と主張した。しかし人権裁判所 電話盗聴で得られた録音の内容は検察当局に知られず、その録音は全て破棄され全く利用されなかった

電話の傍受は「公の機関による干渉」を構成する、得られた録音の事後の利用はその判定に何の関係ももたな

それでは、 電話盗聴の主導権を私人が持ち、公の機関はそれに協力しただけの場合、 それも「公の機関による干

い、と判示した。

は、

可を求めなかったが、しかし彼は警察高官として行動したのである。従って、人権条約上の国家責任が関係する程 供することにより、この録音の実行に決定的協力を与えた。なるほど、彼は上司に報告せず、 かった、 事務室や機材を提供し、 に決定的役割を果たした。警視正は「公の機関」に属していた。 んどできないのである。ゲーリング氏は、警視正に会いに行き、A夫人に電話することにより、 渉」となるのであろうか。これはA対フランス事件で問題となった。フランス政府は、電話盗聴の計画と実行に唯 一責任を負っているゲーリング氏は国家の公務員でなく、国家のために行動したのでもなかった、また公の機関が 従って公の機関による干渉はなかった、と主張した。しかし人権裁判所は次のように判示して、 問題の電話盗聴はゲーリング氏と警視正の協力に基づいていた。彼ら二人を分けて考えることはほと 電話盗聴に反対しなかったという事実は、公の機関に干渉の責任を負わせるのに十分でな 彼は自分の事務室、電話、 テープレコー 予審判事の事前 録音の計画と実行 政府の主 ダーを提 の許

度で、公の機関が関係していた、と。

②「法律に基づき」の意味――その一:「法律」の形式―

は自分についてその結果を予見できなければならない」と。 とを要求している。……その要求から、法律は関係者に接近可能であるという必要性が生まれ、さらにその関係者 ら、その表現は国内法に言及するだけでなく法律の質にも関係しており、そのことは法律が法の支配と両立するこ 非難された措置は国内法の中に何らかの基礎を持っていなければならない、ということを要求する。 裁判所はバレンスエラ・コントレラス事件で、これを次のように要約した。「『法律に基づき』という文言はまず、 電話盗聴事件で最も論じられたのがこの問題であり、多くの判例が積み重ねられてきた。それを踏まえて、人権 しかしなが

スの電話盗聴に関する法と慣行も第八条二項の意味における法律とされた。 解釈されるべきだとした。従って、クラス事件における西ドイツのG10だけでなく、マローン事件におけるイギリ accordance with the law)とでは規定の仕方が異なっている。しかし、人権裁判所はこの二つの規定は同じように 事件でも、 いう表現における「法律」は制定法(statute)だけでなく不文法(unwritten law)も含む、と判示した。マローン か。第一〇条の表現の自由が問題となったサンデータイムズ事件で人権裁判所は、「法律によって定められた」と まず、この「法律」とは国内法のことである。それでは、この法律の形式はどのようなものでなければならない 人権裁判所はこの解釈を踏襲した。ところで、第一〇条二項(prescribed by law)と第八条二項 (i:

うか。これはクリュスラン事件で問題となった。フランスにおいて、 それでは制定法主義を採用する国において、裁判所の確立した判例も第八条二項の「法律」に含まれるのであろ しかし判例が形式的意味においても法源であるか否かについては、学説上対立がある。 判例が実質的意味での法源を構成することに クリュ

予審判事により実行され、 裁判所の判例がそれを規律していた。

スラン事件が起こった当時、フランスには電話盗聴を規律する制定法は存在せず、それは刑訴法第八一条に基づき

拠は存在しない、と主張した。それに対して、 う捜査方法の制限的リストを作成しておらず、例えば、それは写真撮影、 そこで申立人は、 刑訴法第八一条は電話盗聴を明示的に認めておらず、 フランス政府は次のように主張した。 指紋採取、 フランスの法律の中に電話盗聴の法的 尾行、 刑訴法は予審判事が自 監視等のありふれた措 に使

本件の場合「成文法 た詳報が加えられたのである。第八条二項の「法律」が意味するのは「特定の法制度において効力を有する法律」、 (刑訴法第八一、一五一、一五二条)とそれを解釈する判例から構成される全体」である。

置にも言及していない。刑訴法第一五一、一五二条により第八一条に加えられた詳報に、フランスの判例から生じ

کے

分析されることができる。なるほど、人権裁判所は「『法律によって定められた』という表現における 委員会は次のように述べて、 問題については、 議会が可決したか否かに関わらず、「一般的効力を有する規範的法文」のみが第八条二項の ヨーロッパ人権委員会の解釈とヨーロッパ人権裁判所の解釈が真っ向から対立した。 判例は第八条二項の 「法律」に含まれない、 とした。 フランスを含む 『法律』は ع 0

そこで人権裁判所はコモン・ローの制度しか考えていなかった。ところがコモン・ローの制度は、とりわけ 成文法と不文法を同時に含む」と判決したが(サンデータイムズ判決、ダジョン判決、チャッペル判決)、しかし · 「フラ

しかし「二次的な法源」でしかない。ところが、「法律」という用語で人権条約は「一次的な法源」を意味してい ンスの制度」と「根本的相違」を示している。フランスの制度においては、判例はなるほど「非常に重要」だが、

るのである、と。

八一、一五一、一五二条の中に見てきた。このように確立された判例を無視することはできない。第八条二項およ の判決、特に破棄院の判決は、予審判事の共助の依頼に基づく司法警察員による電話盗聴の法的根拠を、 しかし人権裁判所は次のように述べて、判例は第八条二項の「法律」に含まれる、と判示した。長年の間

一連

た。すなわち、 び他の条項で、 確かにサンデータイムズ判決、ダジョン判決、チャッペル判決はイギリスに関係しているが、しかしコモン・ 人権裁判所は「法律」という用語の中に制定法より下位の法文と不文法を同時に含めてきたのであ 人権裁判所は常に「形式的な」意味でなく「実質的な」意味で「法律」という用語を理解してき

重要性を持っている。 ロー諸国と「大陸」諸国の相違を誇張することは間違っている。もちろん、成文法はコモン・ロー諸国においても 逆に判例は伝統的に大陸諸国でかなりの役割を果たしており、その証拠に実定法の全分野は

入れてきた。 大部分が裁判所の判決から生じているのである。しかも人権裁判所はそのような諸国について何度も判例を考慮に

しサンデータイムズ判決が「法律」の観念からコモン・ローを取り除いたとすれば、その判決はイギリスの司法制 判例を無視すれば、人権裁判所は「大陸」諸国の司法制度を損なうことになるであろう。それは ŧ,

律の中に法的根拠を持っていた、と。 要な場合新しいデータを考慮に入れて裁判所が解釈したような法文である。要するに、問題の干渉はフランスの法 度の「根幹を損なった」というのに等しいくらいのものである。成文法がカバーする分野において、「法律」は必

定法主義を採用する国における裁判所の判例も含むとされた。しかし、電話盗聴が単に法律に基づいているという このように、第八条二項の「法律」は制定法だけでなく不文法も、そして法律が授権した行政規則も、 さらに制

③「法律に基づき」の意味 ---その二:「法律」の質

だけでは十分でない。その法律の質が問題とされるのである。

も踏襲した。それに対してイギリス政府は次のように主張して、電話盗聴の分野へのこれら要件の適用を争った。 表現の自由や囚人の通信の権利に制限を課す事件で人権裁判所が確認したこれら二つの要件は、 して接近可能性(accessibility)と予見可能性(foreseeability)をあげた。マローン事件で、 法律の内容はどのようなものでなければならないか。サンデータイムズ事件で、人権裁判所は「法律」の要件と 人権裁判所はこの解釈 通信の秘密の監視

ことは政府の行為の合法性である、と。 という全く別の文脈では適切でない。法律が個人に何の制限も課していない後者の文脈において、最も考慮すべき

ているだけでなく法律の質にも関係しており、そのことは国内法が法の支配と両立することを要求している。従っ しかし人権裁判所は次のように判示して、政府の主張を退けた。「法律に基づき」という表現は国内法に言及し

電話盗聴と国際人権法

においては、 らない、ということを含意している。 るほど政府が正しく示唆したように、 法律が個人に制限を課す場合と全く同じであるはずがない。特に予見可能性の要件は、公の機関が通 第一項の権利に対する公の機関の恣意的な干渉に対して国内法の中に一定の法的保護がなければな 人権条約の諸要件、特に予見可能性の要件は、 特に政府の権限が秘密裡に行使される場合、恣意性の危険は明白である。 通信の傍受という特別な文脈 な

ことを意味するはずがないのである。 信を傍受するように思われる時、それに応じて個人が自分の行為を変えることができるように予見できる、 それにもかかわらず法律は、私的生活および通信の権利に対するこの秘密で とい

恐らく危険な干渉の権限を公の機関に与える状況と条件に関する適切な指示を市民に与えるように、その文言が十

分明確でなければならないのである。

裁量権 ならない手続と条件は実体法規則の中に必ずしも編入される必要はないけれども、「裁量権を与える法律は、その なければならないか。これに答えるのに、シルバー判決が役に立つ。この判決で人権裁判所は、 それでは、 6の範囲を示さなければならない」と判示した。この関係で「法律」について要求される正確さの程 公の機関が私的生活および通 [信の権利に干渉できる状況と条件を「法律」自身がどの程度まで定義し 遵守されなければ

う。 与えられた法的裁量権が無制限の権限 個 一々の主題に依存するであろう。 従って恣意的干渉からの適切な保護を個人に与えるためには、 関係機関に付与された裁量権の範囲とその裁量権行使の方法を十分明確に規定しなければならない、(38) 通信に対する秘密監視は関係者または公衆による精査を受けにくいので、 (unfettered power) の文言で規定されることは、法の支配に反するであろ 法律は、 問題の措置の正当な目的に考慮を払っ 政 一府に

て、

に付与された裁量権の範囲と方法を十分明らかにするような合理的明確さで規定されたか否か」である。 リスの法と慣行を検討した。その際、決定すべき問題は「通信傍受の権限は、接近可能な法規則の中で、 法律の質の「一般原則」をこのように言明した後、この一般原則にてらして人権裁判所は電話盗聴に関するイギ

法第八○条は情報を警察に提供するようにとの「要請」は郵政公社に対して行うことができると規定しているが、 に基づいてのみ許すようなものであったか否か、であった。この問題に関して人権裁判所は、一九六九年郵政公社 そして、この問題は次の二つの項目に分けて検討された。第一は、法律は通信傍受を国務大臣発行の有効な令状

は明確に令状発行を通信傍受の条件としていない、と判定した。政府はこの判定に対して抗弁しなかった。 同八〇条自体は有効な 第二は、令状発行が許される状況を法律はどの程度まで規定していたか、であった。第一の問題と異なりこの問 「要請」に当たる令状なしに実行された傍受を違法としていないと述べて、イギリスの法律

ことができる (may) のと同じ目的かつ同じ方法で」という表現 主張した。一九六九年郵政公社法第八〇条の文言——特に「本法制定時に、要請が ――は、一九六八年当時広く行われていた慣行に (郵政大臣に対して) 行われる

題に関して、イギリス政府は次のように述べて、イギリスの法律は通信傍受の権限を十分明確に規定している、と

言及することにより、 しかし人権委員会は次のような意見を採択して、 通信傍受の権限を定義し制限しているのである、と 政府の主張を退けた。 (a) 一九六九年法第八○条の「できる

らゆる方法で、郵政公社に要請することを認めているように思われ、しかも一九六九年法制定当時許される「目 (may)」という文言は、これまで合法的に郵政大臣に義務を負わせることができたあらゆる目的のためにそしてあ

電話盗聴と国際人権法

同志社法学

釈は高等法院の解釈とも異なっており、高等法院は、 法律の中に編入されたとは言われず、 的」と「方法」に対する明確な法的制限はなかった。 少なくとも主要な条件、 これらの手続は行政的性格のままであり、 b)政府の解釈によっても現行手続きの全てが第八○条により 手続、 目的がそう言われるだけである。 主要な側面でさえ (c) 政府 の解

ことになっている)により変更されうる、と示唆したのである。 全体は は令状発行を規制するものとして第八○条に言及しなかったし、 第八○条により法的要件とされなかった、と考えた。ⓓこの高等法院の判決直後に政府が公表した「八○年白書 「制定法に具体化される」のに適さない行政慣行の事柄であり、 同白書を議会に提出する際内務大臣は、 政府の決定 (後に議会はその報告を受ける 現行手続

法律が関係機関の権限を合理的明確さで規定しているか否かを決定するよう要求されてい ば、人権裁判所は国内裁判所の職務を簒奪することになるであろう。しかしながら人権条約上、 すい、ということを明らかにしている。もし人権裁判所がこのような国内法の問題に有権的言明を行おうとすれ と判定した。 この人権委員会の意見を人権裁判所は次のように支持し、電話盗聴に関するイギリスの法律は十分明確でない、 上述の人権委員会の考察は、 通信傍受を規律するイギリスの法律は幾分不明確で様々な解釈を受けや 人権裁判所は関係

比較した場合、これら手続は令状の数を低く抑えることに効果があった。そしてバーケット委員会報告書や八〇年 確かにイギリスには通信傍受の詳細な手続が存在する。さらに統計が示すように、 犯罪数および電話数の増 加と

5 白書の公表により、公衆はこれら手続を知るようになった。それにもかかわらず人権裁判所に提出された証拠か 傍受権限のいかなる要素が法規則の中に編入され、 いかなる要素が政府の裁量権のままなのかは、 合理的確実

律に基づいて」いなかった、と。 れる最低限の法的保護が欠けている。要するに通信の傍受に関する限り、申立人の通信の権利に対する干渉は「法 権の範囲と方法を合理的明確さで規定していない、その限りで、市民が民主的社会において法の支配の下で与えら 所は人権委員会と同じ結論に到達しないではいられない。すなわち、イギリスの法律は公の機関に付与された裁量

性をもって言われることはできない。この極めて重要な側面における法律の不明確さや不確実さの故に、人権裁判

とはない。他方国内法のいかなる規則も、郵政公社が警察の要請に応じて自発的にメータリングの記録を提供する タリングで得られた犯罪情報の警察への提供を郵政公社に要請するために、一九六九年法第八〇条が用いられたこ またメータリングに関しても、人権裁判所は次のように判示して、イギリスの第八条二項違反を判定した。

上合法だとしても、メータリングによる干渉は「法律に基づいて」いなかった、と。 いとしても、公の機関が享有する裁量権の範囲と方法に関する法規則は存在しないように思われる。従って国内法 ことを、違法としていない。そして、この慣行は議会で公表された。しかしながらメータリングは禁止されていな

て「法律」の二つの要件、 ンスでは電話盗聴は刑訴法第八一条に基づき予審判事により実行され、裁判所の判例がそれを規律していた。 すなわち接近可能性と予見可能性のうち、前者は問題とならず、マローン事件と同様に

「法律」の質は次にクリュスラン事件で問題となった。既にみたようにクリュスラン事件が起こった当時、

、フラ

後者のみが問題となった。 人権裁判所はまずマローン判決で言明した法律の質の「一般原則」をほぼ全文引用して、その審理において先例(፡፡)

電話盗聴と国際人権法

同志社法学

を踏襲することを明らかにした。従ってクリュスラン事件においても、「電話盗聴に関するフランスの法律は公の

機関に付与された裁量権の範囲と方法を合理的明確さで規定しているか否か」

が問題とされた。

他の傍受は私的生活および通信の権利に対する重大な干渉である。従ってそれは特に明確な法律に基づかなければ ならない。 この電話盗聴に関するフランスの法律の検討に当たって、人権裁判所はまず次のように言明した。電話盗聴その 利用可能な技術は絶えず改良されているので、この分野の明確で詳細な規則の存在は不可欠である。

کی

保障措置を提供していない。例えば、それは司法盗聴が許される人のカテゴリーも犯罪の性質も定義しておらず、 審判事の決定の重要性、 らに他のいくつかのものは現在まだ判例によりはっきりと確立されていない。 もわたる判決から断片的に引き出され、 つかのものしか刑訴法第八一、一五一、一五二条の中に明示的に規定されていない。 者または被告人間の通信の秘密の尊重義務の価値を過小評価しない。それにもかかわらず、これら保障措置 ンスの法律は十分明確でない、と判示した。 われなかった、と主張した。しかし人権裁判所はこれら保障措置を次のように検討した後、 その審理においてフランス政府は法律が準備した一七の保障措置のリストをあげて、申立人はそのいずれをも奪 予審判事による司法警察員の監督、 しかもその大多数はクリュスラン事件以後に引き出されたものである。さ 人権裁判所はこれら保障措置のいくつか、 全ての「策略」または「奸計」 特にこの制度は濫用に対する十分な 他のいくつかのものは何年に 特に独立の司法官である予 電話盗聴に関するフラ の排除、 弁護士と被疑 のい <

その期限も限っていない。

さらに、傍受された会話を記録する総括調書作成手続も、

その録音を完全な形で伝える

上の点に関して政府が提出した情報は、せいぜい強制力を持たない慣行の存在を明らかにしているだけである。要 ための予防措置も、公訴棄却後または釈放後の録音テープの消去または破棄の条件も、何も明確にしていない。 ない。本件当時は一層そうであった。従って申立人は民主的社会において法の支配が要求する最低限の保護を享有 するにフランスの法律は、成文法も不文法も、公の機関に付与された裁量権の範囲と方法を十分明確に規定してい 以

が、 「法律」の質はさらにコップ事件、バレンスエラ・コントレラス事件、P・GおよびJ・H事件で問題となった いずれの事件においても人権裁判所は先例を踏襲した。

しなかった、と。

が、コップ事件において、弁護士であるコップの法律事務所の全ての電話が盗聴された。スイス政府は、コップは スイスの法律(連邦刑訴法および連邦裁判所判例)は弁護士活動に従事する弁護士への電話盗聴を禁止している

ように判示して、スイスの第八条違反を認定した。スイスの法律は弁護士としての活動とそれ以外の活動を誰が、 弁護士としてでなく、 被疑者と通話する第三者として盗聴されたのである、と主張した。しかし人権裁判所は次の

も、公の機関の裁量権の範囲と方法を十分明確に規定していない、と。 どんな方法で、どんな条件で区別すべきかを明確に規定していない。要するにスイスの法律は、成文法も不文法

バレンスエラ・コントレラス事件において、スペインの予審判事は憲法第一八条三項に基づきかつ刑訴法の規定

を考慮に入れて、自ら定めた一定の手続を踏んで申立人の電話盗聴を命令した。スペイン政府は、スペインの制定

法および判例は予見可能性の要件を満たしている、と主張した。しかし人権裁判所は次のように判示して、 政府の

電話盗聴と国際人権注

囲と方法を十分明確に規定していない、と。 用と破棄の条件などが、含まれていない。要するにスペインの法律は、成文法も不文法も、公の機関の裁量権 の保障は憲法第一八条三項および刑訴法の規定から明らかでなかった。特にこれらの規定には、 る人のカテゴリーや犯罪の定義、 主張を退けた。予審判事がこれら制定法の下で最低限の保証を確保しようと努力したことは認める。しかしこれら 電話盗聴の期限、 傍受された会話を含んだ総括調書作成手続、 電話盗聴が許され 得られた録音の利 の範

指示を申立人が持たなかったようには思われない。従って問題の措置は「法律に基づいて」いた、と。 た予見可能性がなかったことも明らかといえず、 障が存在しない、と主張した。しかし人権裁判所は次のように判示して、申立人の主張を退けた。 番号情報を警察の要請に応じて提供した。申立人は、 棄に関する規定は存在しないけれども、そのことが恣意的なまたは濫用の危険を引き起こすとは考えられ た情報は電話番号だけで他の情報は提供されなかった、従ってその利用は厳格に制限されていた。情報の保管と破 条および一九八四年データ保護法第二八条三項に基づき、ある現金輸送車強盗の被疑者宅の電話でかけられた電話 の判例と基本的に同じであった。この事件において、ブリティッシュ・テレコム社は一九八四年電気通信法第四五 P・GおよびJ・H事件では人権裁判所はイギリスの第八条違反を認定しなかったが、その判定方法はそれまで 情報提供を要請する権限を公の機関に与える状況と条件の適切な これら制定法には情報の利用、 保管、 破棄に関する十分な保 警察に提供され ま

④干渉の諸目的の意味

電話盗聴事件でこれが問題となることはなかった。

⑤「民主的社会において必要な」の意味

という形容詞は『不可欠な(indispensable)』と同義でなく、またそれは『許容される(admissible)』、『通常の この用語の意味について、人権裁判所はその先例を踏まえてシルバー事件で次のように言明した。「囟『必要な』

通性も持っていない。 おいて必要な』という文言は、 しその制限が人権条約と両立しているか否かについて最終的決定を下すのは人権裁判所である。ⓒ『民主的社会に (ordinary)』、『役に立つ (useful)』、『合理的な (reasonable)』 または『望ましい り締約国は制限を課す場合に一定の、しかし無制限ではない評価の余地を享有するが、 干渉が人権条約と両立するためには、その干渉は特に (desirable)』のような表現の融 『緊急の社会的必要 しか

されるべきである」。このうち(3)~(C)はハンディーサイド事件で、 しなければならない、ということを意味する。団保障された権利の例外を規定する人権条約の諸条項は厳格に解釈 (pressing social need)』と一致し、かつ『めざす正当な目的と比例(proportionate to the legitimate aim pursued)』 (はクラス事件で人権裁判所により言明された

ものである。

なうことなく被監視者に監視措置を通知できるにもかかわらず通知を排除している限りにおいて、G10第一条五項 は許されないとしていることである(第一条九項五号)。もっとも前者について連邦憲法裁判所は、 いとしていること(第一条五項五号)、および監視措置の監督を議会委員会とG10委員会に委ね、 範な監視権限を規定しているが、このG10で注目されるのは、監視措置がいかなる場合にも被監視者に通知され 裁判所 制限 目 一的を損 の出訴

電話盗聴事件でこれが問題となったのはクラス事件であった。西ドイツのG10は基本法第一〇条二項に基づき広

同志社法学

る)。クラス等申立人はこのG10の規定が第八条二項に違反するとの申立を提起した。 五号は基本法第一○条二項と両立せず、それ故無効である、と判決した(連邦憲法裁判所の判決は法的効力を有す

しているのではない、ということである。彼らもそのような権限とその結果としての権利侵害を民主的国家を守る なおこの申立で注意しなければならないことは、申立人はG10が広範な監視権限を規定していること自体に反対

ための必要な防衛手段として認めるのである。彼らが問題にしているのは、社会がいつの間にか全体主義に陥らな る十分な保障措置を欠いている、ということであった。 いようにするために第八条二項はそのような権限に一定の制限を課しているという理解の下で、 G10は濫用に対す

そのような脅威に有効に対処するために、その管轄権内で活動する破壊分子に対して秘密監視を実行できなければ たは犯罪の ならない。従って秘密監視の権限を付与する何らかの制定法が、例外的条件の下で、国の安全のために、 の発展と近年のヨーロ 人権裁判所も申立人と同様、 防止のために、 ッパにおけるテロリズムの昂進により民主的社会は今日脅威を受けており、 民主的社会において必要である、と。このように、 秘密監視の権限を国家に付与する法律の必要性を次のように承認する。スパイ技術 当時ヨーロッパを襲っていたスパイ その結果国家は 無秩序ま

認した。 で最良の政策が何であるかについて、 G10の検討に当たって、人権裁判所はその先例を踏まえて締約国に評価の余地が認められることを次のように確 監視制度の内容に関して、 国内の立法機関は一定の裁量権 人権裁判所が国内機関の評価を別の評価と取り替えることはないのである。 (a certain discretion)を享有する。この分野

とテロリズムに対する強い危機感を表明して、

人権裁判所はG10の検討を行うのである。

リズムに対する闘争の名目で、自分が適当と考えるあらゆる措置をとれる訳ではないのである、(8) で民主主義を蝕むまたは破壊さえする、そのような法律の危険性に気付いている。従って締約国は、 スパイやテロ

それにもかかわらず、締約国は無制限の裁量権を享有するのではない。人権裁判所は、民主主義を守るという口実

制である、 に保護している、と主張した。他方申立人は、 を検討した。政府は、第八条二項は秘密監視の司法統制を要求していない、G10の審査制度は個人の権利を効果的 このように、まず西ドイツの立法機関に一定の裁量権が認められることを確認した後、 と主張した。そこで決定されるべき問題は G10の審査制度は採用されるべき司法統制と比べて不適切な政治統 「秘密監視に対するG10の監督手続は、 人権裁判所はG10 G10に基づく干渉を の内容

『民主社会において必要な』ものとするようなものか否か」である。 人権裁判所はそれを次の三つの段階に分けて検討した。(i)監視が命令される時、(ⅱ)監視が実行される間、

始めの(i) (ⅱ) に関して、人権裁判所は次のように判示して、G10における司法統制の排除は「民主的社会に

iii 監視が終了した後

救済を求めることができないので、監督手続自体が個人の権利を保護する適切で相当の保障を提供することが不可 の審査も個人に知られず実行されるべきである、ということを命じている。その結果、 おいて必要な」ものの限界を越えていない、と判断した。秘密監視の性質と論理そのものが、監視だけでなくそれ 欠である。さらに、第八条二項の必要性の限界が越えられるべきでないとすれば、民主的社会の諸価値が監督手続 個人は必然的に自ら効果的

においてできるだけ誠実に遵守されなければならない。民主的社会の基本原則の一つは人権条約前文に明記されて

統制に、 いる法の支配である。 少なくとも最後の手段として独立、 特に法の支配は、個人の権利に対する行政機関の干渉は通常は司法機関が保障すべき効果的 衡平、適切な手続という最良の保障を与える司法統制に服すべきだ、

ということを意味する。

る。この二つの監督機関は客観的決定を下すのに十分な独立性を享有している、と。 れた委員構成の中に反映されており、 で継続的な統制を行うのに十分な権限と権能を付与されている。さらに、 界を越えていない、と結論する。つまり、議会委員会とG10委員会は監視を実行する機関から独立しており、 野において、 る監督的保障の性質を考慮して、人権裁判所は、司法統制の排除は民主的社会において必要と考えられるものの限 G10の監視制度において司法統制は排除され、それは議会委員会とG10委員会による統制に取り替え 監督的統制を裁判官に委ねることが原則的に望ましい、と考える。それにもかかわらずG10 人権裁判所は、 濫用が非常に容易で、民主的社会全体に非常に有害な結果をもたらすかもしれない分 野党議員がこの機関に選ばれ、大臣が命令した監視措置の統制に参加でき 民主的性格は議会委員会のバランスのと 有効

5 iii 申立人は、被監視者は監視終了後必ずしも事後通知を受けず、従って裁判所に効果的救済を求めることができ 個人が自分に対する秘密の監視措置を通知されなければ、彼が裁判所に訴える余地はほとんどないからであ 監視終了後にも司法統制の排除は許されるか。この問題は事後通知の問題と密接に関係している。

用を避けるために必要であり、 ない、と主張した。これが本件の申立の中心であり、 もしそれがなければ秘密監視の適切な統制はなくなり、 彼らの見解によれば、監視終了後の裁判所の効果的統制は濫 第八条が個人に与えた権利

ているのは、 事後通知は第八条二項の要求を満たしている、と主張した。 は容易に除去されてしまう、というのである。 通知により調査目的が損なわれるのであれば、 他方政府は、 監視の前でも後でも情報は漏洩されてはならない、と 政府の見解によれば、秘密監視の完全な効果が要求し 連邦憲法裁判所の判決以来与えられなければならない

いうのである

監視措置により影響を受けた各個人への事後通知は、 定した。監視措置が向けられた活動や危険は、 人権裁判所は次のように政府の主張を認め、 監視終了後数年間ことによると数十年間続くことがある。 事後通知を全ての場合に要求することは実際上不可能である、 その監視を促した長期の目的を危険にさらすであろう。 終了した と判

に連邦憲法裁判所が正しく述べたように、そのような事後通知は情報機関の活動方法や活動分野を暴き、ことによ

るとその情報機関員の身元を確認する役を果たすかもしれない。 ないはずがない、 第八条二項の下で正当化される限り、 なぜならその干渉の効果を保障するものはまさにこの個人に通知しないという事実だからで 監視終了後にも個人に通知しないという事実そのものは第八条二項と両立し 人権裁判所の見解によれば、G10に基づく干渉が

動の具体的可能性とそのような行動に対する保障措置である。G10は監視措置の影響を極力抑え、その厳格な遵守 人の不適切な行動の可能性はいかなる制度からも完全には排除できないけれども、 立人は一貫して濫用の危険性をあげてきた。 しかし人権裁判所は次のように判示して、申立人の主張を退けた。役 現在重要な点は、そのような行

なお一般的にも事後通知との関係でも、

G10が第八条二項の要件を満たしていないという主張の根拠として、

申

五六巻四号

同志社法学

しなければならない、と。 (a) 判所は、 を確保するための様々な規定を置いている。実際の慣行はそうでないという証拠や徴候が存在しない場合、 ドイツ連邦共和国という民主的社会において関係機関はG10を適切に適用している、 と想定 (assume)

このようにして人権裁判所は、西ドイツに第八条違反はない、と結論した。

「民主的社会において必要な」の問題はさらにランベール事件で審理された。この事件においてフランス破棄院 ®

盗聴された電話が第三者のものであったので、ランベールは電話盗聴を訴える当事者適格を有していない、

判決した。ランベールはこの破棄院判決が第八条に違反するとの申立を提起した。

は、

判所の監督を受け、この監督は制定法とそれを適用する諸決定に、すなわち独立の裁判所が下した判決にも及ぶ(8) を評価する場合一定の評価の余地 のように確認した。 この破棄院判決の検討に当たって、 人権裁判所の確立した判例法の下で、締約国は民主的社会における干渉の必要性の存在と程度 (a certain margin of appreciation)を享有する。しかしこの評価の余地は人権裁 人権裁判所はその先例を踏まえて締約国に評価の余地が認められることを次

いとしてそれの法的効果を争っていたのであるが、この破棄院判決の結果、彼は法律が提供する救済を利用する現 ランベールは元々控訴院起訴部で、 電話盗聴の延長を命じた命令書には電話盗聴を正当化する犯罪への言及がな ح

できたのであり、 実の可能性を全て奪われた、と主張するのである。他方フランス政府は、ランベールは控訴院起訴部で救済を利用 破棄院におけるそれ以上の救済は法の支配が要求する「(司法機関が保障すべき) 効果的統制_

ランベールに利用可能であったか否か」である。 (®) の要求を満たすのに全く不必要である、と主張した。そこで決定されるべき問題は「そのような『効果的統制』が

があった、と判定した。破棄院は他人の電話で行った通話を盗聴された犠牲者はそれを訴える当事者適格を有しな 人権裁判所は次のように判示して、申立人は「効果的統制」を利用できなかった、従ってフランスに第八条違反

享有しなかった申立人の場合、 の保護を奪われるようになる。それは実際上保護機構を全く無内容なものにするであろう。国内法の効果的保護を いと判決したが、この破棄院判決の結果、非常に多くの人々が、すなわち他人の電話で通話する全ての人々が法律 事情はそのようであった、と。

条の内容が発展させられ、 人権条約における電話盗聴の判例は以上のようなものであった。上記の検討から、人権裁判所の判例により第八 その意味が明らかにされてきたことが、またそれらが先例となり、 電話盗聴の判例法が

形成されていることが、 確認できる。そしてその判決内容も概ね妥当なものと思われる。ただしその中で、 クラス

判決には問題があるように思われる。

八条の内容に関して自らの判断を積極的に展開する態度をとってきたが、 電話盗聴に関する人権裁判所の判例を検討して注目されることは、 人権裁判所は概ね第八条を厳格に解釈し、第 ただクラス事件では西ドイツの立法機関

(deference) を表して、 西ドイツ政府の主張をそのまま認めた、ということである。これにはクラス判決

の冒頭で人権裁判所が西ドイツの立法機関に認めた「一定の裁量権」、すなわち「評価の余地」という概念が大き

電話盗聴と国際人権法 同志社法学 五六卷四号

く影響しているように思われる。従って次に節を改め、この「評価の余地」という概念を検討しておこう。

(3) 「評価の余地」理論

いられるようになった。 をほぼそのまま認めるために採用されたものである。そして、すぐにこの理論は第一五条以外の条項の審理にも用 論はフランスのコンセイユ・デタの理論に由来するといわれている。この理論は元々第一五条を援用する国の主張 評価の余地理論は当初第一五条の審理において、人権委員会により採用され発展させられたものである。この理(®)

る。 用語を用いた後、ベルギー全国警察官労組事件やエンゲル事件などを経て、ハンディーサイド事件で真正面からこ 評価の余地または裁量権という用語を用いることは避けたのであった。けれどもその後、浮浪者事件で始めてこの より合理的に推論された」と判決し、実質的にアイルランド政府に評価の余地を認めたように思われるが、しかし 判所は第一五条に関する最初の事件であるローレス事件で、IRAの存在、その活動による隣国との関係悪化、 の理論を採用して以後は、人権裁判所も積極的にこの理論を用いるようになり、現在多くの先例を積み重ねてい 口活動の急増という事実を挙げて、「公の緊急事態」の存在は「これら要因の組み合わせからアイルランド政府に このように人権委員会は初めからこの理論の採用に積極的であったが、人権裁判所はそうではなかった。 人権裁 テ

この理論は元々第一五条を援用する国の主張を認めるために採用されたものであるが、

初期には第一五条以外の

および人権裁判所の審理において果たす機能について厳しい見方が多かった。しかし間もなく、 来あるべき審理権を抑制し、結果その判決は国家活動の追認に過ぎないようにみえるとか、この理論が人権委員会 め、この理論は実際上人権委員会および人権裁判所の審理権の放棄を表しているとか、この理論は人権裁判所の本 条項の審理にそれが用いられた場合にも、第一五条の審理と同じように政府の主張を認める判定が続いた。そのた この理論を用いな

この理論を明確に定義づけたことはない。そのため当初、この理論はどの条項に、どんな場合に、どのように使わる。 用され発展させられたものである。ところが、人権委員会および人権裁判所はこれまでその意見および判決の中で [の余地理論は第一五条を始め人権条約上に明文の根拠規定はなく、人権委員会および人権裁判所の判例上採

がら政府の主張を退ける判決も多数下されるようになり、現在多彩な展開をみせている。

なるにつれて、次第に受け入れられるようになってきた。 れるのか予測ができず、「本質的にあいまいな(essentially imprecise)」あるいは「不明確な(unclear)」として強 ・批判を受けた。しかしやがて多くの先例が積み重ねられ、その中からその適用に一定の規則性が見られるように

る。 この国内機関には政府だけでなく、議会や裁判所も含まれる。 認める場合に国内機関に裁量権を広く認めるか狭くしか認めないかを決定するのも、 この機関の行為がその裁量権の範囲内で行われたと判断した場合、被告政府の主張を認めるものであ いかなる場合に国内機関に裁量権を認める 人権委員会および人権裁

評価の余地理論とは、人権委員会および人権裁判所が付託された事件の審理を行う際、被告国の機関に一定の裁

判所である。これまで国内機関に裁量権を認めてきた典型的な条項は、第一五条、第八条ないし第一一条の二項:

第一四条、

第一議定書第一条である。

第二条、第三条、第四条の審理にこの理論が用いられたことはない。

国内機

かったかの検討は多くの論者により行われてきたが、ここではショッケンブロックの検討を参照したい ということは、 関に裁量権を認める場合、 である。これまで人権裁判所がいかなる場合に国内機関に裁量権を広く認め、 および人権裁判所は審理権を行使する範囲を広くし厳格な審理を行うということであり、逆に、それを広く認める および人権裁判所の態度を表している。つまり、 ショッケンブロックはこれまでの人権裁判所の判例から、 人権委員会および人権裁判所はその審理権の及ぶ範囲を自ら狭め厳格な審理を抑制するということ それを広く認めるか狭くしか認めないかということは、 国内機関に裁量権を狭くしか認めないということは、 国内機関に認められる評価の余地の広さを決定する要 (V かなる場合に狭くしか認めてこな 各々の事件に対する人権委員会 人権委員会

か否か。そのような共通の基盤が存在すれば評価の余地は狭いが、法律および慣行が多様であれば評価の余地は (a)締約国またはヨーロ ッパ審議会加盟国の法律および慣行の中に「共通の基盤 (common ground)」が存在する

以下の四項目

a d

を導き出している。

(J

威または公平性の維持である場合評価の余地は狭い。また当該措置の目的が国の安全の保護またはテロ犯罪との 置が道徳の保護または他人の権利の保護を目的とする場合評価の余地は一般的に広いが、その目的が司法機関の権 争である場合評価の余地は広い。 (b) 評 一個の余地の広さは当該措置が追求する目的の性質に、 そして、 当該措置が経済政策、 およびそれの政策的文脈に依存する。つまり、 社会政策、 環境政策を追求する場合評価の余地は

一般的に広

©当該権利の性質および申立人の活動の性質が評価の余地の広さに影響するが、これには干渉の重大性が、

そし

者批 区別の場合評価の余地はほとんど認められないか全く認められないが、 する権利や政党結成の自由に関係している場合、 られるのであれば、 の状況がその権利を特に重要なものにしているのであれば、もしその権利が個人の幸福にとって極めて重要と考え 権利の重要性が影響する。 て第一 なわち、 iv 三言論 が影響する。 判 最後に第 の制 三の制限や裁判所批判の制限に関係している場合評価の余地は極めて狭いか全く認められないが、 四条が 干 -渉が 限や |問題となる場合には区別の性質が密接に関係している。(i) まず、 すなわち、 商業広告の 四条が関係している場合、 「私的生活の最も内心部分」に及ぶ場合評価の余地は狭いが、 評価 :の余地は狭くなる傾向にある。(i) 次に、民主的プロセスに対する申立人の活動 事件が宗教の多元的共存の確保に関係している場合、 すなわち、 制 限に関係している場合評価の余地は広い。 もし申立人の活動がその権利の核心に関係しているのであれば、 区別の性質が影響する。 評価の余地は極めて狭いか全く認められない。 すなわち、 (iii) そして干渉の重大性が影響する。 財産に基づく区別の場合評価の余地は広 そうでない場合評 性、宗教、 また事件が平和的デモ行進に参加 個人の幸福と発展に対するその 出生、 また、 価の余地は広 民族性に基づく 事件が 事件が同 もし申立人 0)重要 政 す

(d) 「緊急事態または一般的に緊急措置を必要とする事態の場合、 評価 の余地は広い。 VI

同志社法学

は犯罪の防止」であると認定した。さらに人権裁判所は、 迫した危険」から守ることをあげているが、 イツに駐留する「(同盟国の) G10第一条一項はその目的として「自由な民主的基本秩序」、「連邦もしくはラントの存立もしくは保全」、 軍隊の安全」、「ベルリン・ラントに駐留する三国のいずれかの軍隊の安全」 人権裁判所はG10の目的は「国の安全」の保護または G10を審理する際注目しなければならない二つの重要な 西ド

事実としてスパイ技術の発展と近年のヨーロッパにおけるテロリズムの昂進をあげて、「民主的社会は今日

[極めて

民主的社会において必要である」と言明した。このように、 を付与する何らかの制定法が、 に、その管轄権内で活動する破壊分子に対して秘密監視を実行できなければならない」として、「秘密監視の権限 精巧な形のスパイとテロリズムにより脅威を受けており、 例外的条件の下で、国の安全のためにまたは無秩序もしくは犯罪の防止のために、 その結果国家はそのような脅威に有効に対処するため 当時ヨーロッパを襲っていたスパイとテロ ロリズ ムの脅

うち、 要性を承認したのである。これは、ショッケンブロックが評価の余地の広さを決定する要因としてあげた四項目の 要因心にあたることは明らかであろう。 つまり、 人権裁判所はG10の審理において西ドイツの議会に

威の高まりの中で、

人権裁判所は

「国の安全」の保護または

「無秩序もしくは犯罪の防止」を目的とするG

の必

このように、クラス事件において人権裁判所は西ドイツの議会に「広い」裁量権を認め、 裁量権を認め、 西ドイツ政府の主張をそのまま認めたのであった。 西ドイツ政府の主張を

そのまま認めたのであるが、民主的社会における干渉の必要性が問題となったもう一つの事件であるランベ 人権裁判所はクラス事件と全く対照的な態度をとった。 他人の電話で行った通話を盗聴された犠牲者に対 -ル事

適格を否認されるということは、法の支配が要求する保障、すなわち「司法機関が保障すべき効果的統制」 八条違反を判定したのであった。通話に使った電話が他人のものであったという理由で電話盗聴の犠牲者が当事者 犠牲者からそして彼と同じような立場にある多くの人々から奪うということであり、明らかに不当である。 認したが、この破棄院判決の検討において人権裁判所はフランスに「狭い」評価の余地しか認めず、フランスの第 して、フランス破棄院は盗聴された電話が他人のものであったという理由でその電話盗聴を訴える当事者適格を否

件において人権裁判所がフランスに「狭い」評価の余地しか認めなかったのは、このためであった。 このようにクラス事件とランベール事件で、人権裁判所は全く対照的な態度をとった。それでは今後、

る。評価の余地を広く認めるか狭くしか認めないかは帰納的方法(inductive means)により明らかにされること® なわち、クラス判決のように締約国に「広い」評価の余地を認めるのであろうか、それとも、ランベール判決のよ な全ての情報を入手することは実際上容易でないことを考えれば、それの条約違反が明らかでない限り、 する責任を負っているのは国内機関であって人権裁判所でないこと、電話盗聴の性質から人権裁判所が審理に必要 なのである。もっとも、スパイやテロリズム、組織犯罪から「国の安全」を守り、「無秩序もしくは犯罪を防止 ぜなら、それは個々の事件の具体的状況に依るのであり、具体的事例をぬきにした一般的予測はできないからであ うに「狭い」評価の余地しか認めないのであろうか。それについては現在確定的なことを言うことはできない。 たした法律に基づき実行された電話盗聴が申立てられた時、人権裁判所はどのような態度をとるのであろうか。す

| 広い」 評価の余地を認める蓋然性は高いように思われる。

(4) 小括

は締約国に「広い」評価の余地を認め、抑制的な態度をとった。もっとも、それの条約違反が明らかな場合は、人 権裁判所は締約国に 判例は確立しているといってよいであろう。他方、要件を満たした法律に基づく電話盗聴に対しては、人権裁判所 しつつ、その質については厳格な要件を課したのであった。これらについては多くの先例が積み重ねられており、 信」および「公の機関による干渉」を広く捉え、「法律」に関してもそのあり方については各締約国 た。それに対して、人権裁判所は第八条を厳格に解釈し、積極的な態度をとった。すなわち、人権裁判所は ことが明らかになった。かつて多くの締約国は十分明確でない法律に基づき、ややルーズに電話盗聴を実行してき 以上、電話盗聴に関する人権裁判所の判例とそこに現れた評価の余地理論を検討してきたが、この検討から次の 「狭い」評価の余地しか認めなかったけれども。 の慣行を尊重 一通

1 ろが、一九六八年六月二四日の第一七次基本法補充法律、 Review, Vol. 33 (1981); 上村貞美「電話の盗聴規制立法について」『香川法学』一四巻三・四号(一九九五年)、 Rights Review, Vol. 4-1 (1979); K. C. Burke, "Secret Surveillance and the European Convention on Human Rights", Stanford Law 信の秘密は、不可侵である。二 制限は、法律の根拠に基づいてのみこれを命ずることが許される」とのみ規定していた。とこ Case of Klass and Others: Secret Surveillance of Communications and the European Convention on Human Rights", The Humar Klass and Others v. Germany, 6 September 1978, Series A, No. 28. クラス事件については、以下の文献がある。P. J. Duffy, "The クラス事件の事実は以下の通りである。ドイツ連邦共和国基本法第一○条は当初「一 いわゆる緊急事態立法の一環として、第二項の後に新たに次の条項が 信書の秘密ならびに郵便および電気通 四四—五五頁。

助機関による事後審査を行うことを定めることができる」。 追加された。「制限が連邦もしくはラントの自由な民主的基本秩序、または連邦もしくはラントの存立もしくは保全のためになさ 法律は、 制限が制限を受けるものに通知されないこと、 および裁判上の方法に代えて議会の選任した機関および補

軍隊の安全」、「ベルリン・ラントに駐留する三国のいずれかの軍隊の安全」を「急迫した危険」から守るために、所轄の行政機 関に、信書、郵便および電気通信を秘密に監視する権限を与えている。第二条は刑訴法を一部改正して、一定の重大犯罪の捜査 する法律(G10)」が制定された(『外国の立法』四〇号(一九六九年)に長野實氏の翻訳がある)。このG10は全三ヶ条からな のために、捜査機関に電気通信を秘密に監視する権限を与えている。第三条は雑則である。クラス事件で問題となったのは、 っている。第一条は、「自由な民主的基本秩序」、「連邦もしくはラントの存立もしくは保全」、西ドイツに駐留する「(同盟国の この基本法第一〇条二項二文を具体化するものとして、一九六八年八月一三日「信書、郵便および電気通信の秘密の制限に関

のうち第一条の監視措置であった。

独立し、指示を受けてはならない。所轄大臣はG10の適用について半年に一度議会委員会に報告しなければならない。 Board)とG10委員会(the G10 Commission)に委ねていることである。議会委員会は連邦議会の党派に比例して選ばれた五人 る。もしG10委員会が違法もしくは不必要と宣言すれば、所轄大臣は直ちにその監視措置を終了させなければならない。このよ はG10委員会に事前の同意を求める。 所轄大臣は毎月自己が命令した監視措置の説明をG10委員会に提出しなければならない。慣行上、監視措置の命令前に所轄大臣 後任命する三人の委員から構成され(その長は裁判官の職につく資格を有する者でなければならない)、その職務遂行中完全に うな監視目的だけでなく、監視のための事前手続、監視の実行に対する監督手続、監視終了後の手続等を詳細に規定しているの の連邦議会議員から構成される。従って、この議会委員会には野党議員も選ばれる。G1委員会は議会委員会が政府との協議の である。このG10第一条でまず注目されるのは、監視措置がいかなる場合にも被監視者に通知されないとしていることである (第一条五項五号)。もう一つ注目されるのは、監視措置の監督手続において裁判所の関与を排除し、それを議会委員会 G10第一条は一項ないし九項からなっており、行政機関による監視措置を周到に規定している。すなわち、それは上に見たよ G10委員会は、職権でもしくは申請に基づき、監視措置の合法性と必要性について決定す さらに、

うな手続の下で、監視措置の命令および実行に対して裁判所への出訴は許されないとされた(第一条九項五号)。

て、連邦憲法裁判所に訴えた。一九七〇年一二月一五日、連邦憲法裁判所は、制限目的を損なうことなしに被監視者に監視措置 クラス等五人は、基本法第一○条二項二文およびG10第一条五項五号と第一条九項五号が憲法の基本原則に違反すると主張し

を通知できるにもかかわらず通知を排除している限りにおいて、G10第一条五項五号は基本法第一○条二項二文と両立せず、そ の基本法およびG10の規定が人権条約第八条等に違反するとの申立を提起した。因みに、クラス事件は本文の⑴、 れ故無効である、と判決した(連邦憲法裁判所の判決は法的効力を有する)。その他の訴えは却下された。そこで、クラス等は上 ついて問題となった。Series A, No. 28, paras.10-25 (2) (2) (5) (3)

(2) Malone v. United Kingdom,2 August 1984, Series A, No. 82. マローン事件については、以下の文献がある。A. Drzemczewski and

Freedom under Thatcher (1990), pp. 48-83; 倉持孝司『イギリスにおける市民的自由の法構造』日本評論社(二〇〇一年)、五七 C. Warbrick, "The European Convention on Human Rights", YearBook of European Law, Vol. 4 (1984); K. D. Ewing and C. A. Gearty

マコーン事件の事度は以下の通りである。マコーンは.――九四頁、上村、前掲論文、五五―六三頁。

れていたことが明らかになった。そこで彼は高等法院に訴訟を提起し、電話盗聴は違法であるとの確認判決を求めた。一九七九 年二月、高等法院はマローンの訴えを却下した。高等法院で彼は様々な主張を行っていたが、その中に電話を盗聴する権限は制 は無罪となったのであるが、その裁判の過程で彼の電話が内務大臣が発行した令状に基づき警察のために郵政公社により盗聴さ マローン事件の事実は以下の通りである。マローンは古物商であるが、一九七七年三月盗品関与罪で起訴された。最終的に彼

と述べた 何ら必要としない。電話盗聴は、それを違法とするものが何もないというただそれだけの理由で、合法的に実行できるのである 対して、高等法院は「もし電話盗聴が何ら法違反なしに実行できるのであれば、それは制定法またはコモン・ローによる授権を

定法によってもコモン・ローによっても与えられていないので、必然的に電話盗聴は違法である、という主張があった。それに

行われてきたが、これは違法とは考えられなかった。郵政省に関する多くの制定法はいずれも郵政省に手紙を留置、 イギリスでは、 はるか昔から、法的根拠が不明確なまま、 国務大臣が発行した令状に基づき郵政省により手紙の留置、 開封する権

である。そして、この権限は電報にも及ぶとされた。若干事情は異なるが、電話も同様に考えられた。 限を与える規定を含んでいなかったけれども、そのような権限は制定法と無関係に以前から存在する、 と皆に承認されていたの

が一九三七年にこのことが内務大臣と郵政大臣により検討されて、政策上の問題として、国務大臣の授権なしに電話の録音が郵 その結果、国務大臣の令状は発行されず、電話傍受の取り決めは警察当局と郵政省長官との間で直接行われたのである。ところ 報告書や一九八〇年の政府白書で公にされた。それによれば、令状発行の手続、令状実施の手続、 発行する場合、彼は歴代の国務大臣が確立してきた手続に従うのであるが、この傍受令状手続は一九五七年のバーケット委員会 国務大臣が発行した令状に基づいてのみ電話を傍受することが、郵政省の慣行となったのである。ところで、国務大臣が令状を を留置、開封する権限は、その性質上電話の傍受を含むほどに十分広範なものである、という見解がとられた。従ってこれ以降 政省職員により行われ、警察に開示されることは望ましくない、と決定された。国務大臣が発行した令状に基づいて手紙や電報 電話を傍受する国王の権限はどんな電話事業者も保持する権限であり、法律に違反しない、という見解に基づいて行動していた。 電話を傍受する権限は、電話の導入以来、しばしば実行されてきた。一九三七年まで、当時政府の一省庁であった郵政省は、 傍受終了後の手続等が詳細に

規定されている

に対して行われることができる(may)」。マローンに対する電話盗聴はこのような通信の傍受令状制度の下で行われたのである に、必要な事を行うようにとの要請が郵政大臣に対して行われることができる(may)のと同じ目的かつ同じ方法で、 提供する上記サービスにより送付された、または送付の途中にある郵便物および情報に関する情報を上記の者に提供するため 傍受令状手続を制定法上の手続にすることが必要となった。その役目を担ったのが、次のような一九六九年郵政公社法第八〇条 実行されてきたが、既にみたようにこの傍受令状手続は行政上の手続であった。ところが一九六九年郵政公社法により、それま する情報を国王の下に職を有する指定された者に提供するために、必要な事を行うようにとの要請は、 であった。「郵政公社が提供する郵便および電気通信サービスにより送付された、または送付の途中にある郵便物および情報に関 で大臣の直接的コントロールに服する国家の一省庁であった郵政省が国王からある程度独立した郵政公社になったことにより、 このように一九三七年以降、イギリスの電話盗聴は詳細な傍受令状手続に従い国務大臣が発行した令状に基づき郵政省により 本法制定時に、

提起した。因みに、マローン事件は本文の⑴と②③について問題となった。Series A, No. 82, paras. 12-58 マローンは国内で上訴せず、電話盗聴およびメータリング(metering)の法と慣行が人権条約第八条等に違反するとの申立を

3 七号(一九九一年)、小木曽綾・只木誠「フランスの電信・電話傍受法制」『法学新報』一〇一巻一一・一二号(一九九五年)、上 Saga of Wiretapping in France", Louisiana Law Review, Vol. 53-4 (1993); 白取祐司「電話盗聴と手続法定原則」『ジュリスト』九七 Kruslin v. France, 24 April 1990, Series A, No. 176-A.クリュスラン事件については、以下の文献がある。E. A. Tomlinson, "The

前揭論文、六三—七九頁。

盗聴したが、その中に当時被疑者宅に滞在していたクリュスランの会話が含まれていた。その中で彼は公衆電話からの架電者と、 事件)を捜査中の予審判事が発行した共助の依頼に基づき、憲兵隊がある被疑者宅の電話を盗聴した。憲兵隊は計一七の会話を を捜査中のこの司法警察員は直ちにこの会話の録音を聞き、それを転写させ、その転写された文書を同日午前〇時に作成された バロン事件とは別の宝飾店従業員の殺害(ジェルブ・ドール事件)について、分かりにくい言葉で短く会話していた。翌六月一 クリュスラン事件の事実は以下のとおりである。一九八二年六月一五日から一七日にかけて、ある銀行家の謀殺事件 憲兵隊はこのことを同僚の司法警察員に知らせた。ジェルブ・ドール事件担当の予審判事から共助の依頼を受けて同事件 (バロン

調書に添付した。オリジナル・テープは封印されて、憲兵隊に保管された。

二五日、予審判事はクリュスランの面前で前記録音テープの封印を解き、全部を再生した後、再び封印したが、彼はテープの吉 が自分の声であることを否認し、調書にも封印にも署名を拒んだ。後に彼は専門家の鑑定を要求し、予審判事はそれを認めた。 はジェルブ・ドール事件について司法警察員の尋問を受け、翌六月一九日、 一九八三年六月八日、三人の専門家は、八〇パーセントの確率でテープの声はクリュスランの声である、との鑑定結果を報告— 六月一八日早朝、憲兵隊は被疑者宅でクリュスランを逮捕し、バロン事件の容疑で彼を留置した。この留置中にクリュスラン 同事件で彼に対して予審が開始された。 同年一〇月

れるべきだと主張したが、控訴院起訴部は、 予審の第二審である控訴院起訴部で、クリュスランは、 別の事件の捜査中に得られた証拠の利用はそれを当事者が対審的に争うことができ 問題の録音は自分とは無関係のバロン事件で実行されたので無効とさ

棄院へ上訴したが、破棄院はそれを退けた。結局クリュスランは、ジェルブ・ドール事件について強盗罪で一五年の禁固重労働 れば禁止されていないと述べて、ジェルブ・ドール事件で彼を重罪院へ移送した。この控訴院起訴部の決定をクリュスランは破

刑が、バロン事件については謀殺罪で終身の禁固重労働刑が科せられた。

聴の実行に対する監督手続、電話盗聴終了後の手続等に関するものである。 判事はこの刑訴法第八一条に基づき電話盗聴を実行していた。破棄院をはじめとして裁判所も、一定の条件を付して、このよう 事は犯罪の性質を明示した共助の依頼により司法警察員に必要な全ての予審行為を行うよう要求できる、と規定している。予審 な慣行を認めてきた。この要件は多くの判例により徐々に形成されたものであるが、それは電話盗聴のための事前手続、電話盗 一条は「予審判事は、法律に従い、真実の発見に役立つと判断する全ての予審行為を行う」と規定し、同第一五一条は、予審判 ところでこの当時、フランスには電話盗聴に関する制定法は存在せず、それは刑訴法第八一条を根拠にしていた。刑訴法第八

みに、クリュスラン事件は本文の②②と②③について問題となった。Series A, No.176-A, paras. 8-22. クリュスランはこのような制度の下で自分に対して実行された電話盗聴が人権条約第八条に違反するとの申立を提起した。因

(4) A対フランス事件(A v. France, 23 November 1993, Series A, No. 277-B)、ハルフォード事件(Halford v. United Kingdom, 25 Vol. 27 (1999))、バレンスエラ・コントレラス事件(Valenzuela Contreras v. Spain, 30 July 1998, EHRR, Vol. 28 (1999))、ランベ June 1997, European Human Rights Reports (EHRR), Vol. 24 (1997))、ロップ事件(Kopp v. Switzerland, 25 March 1998, EHRR, Kingdom, 25 September 2001) ル事件 (Lambert v. France, 24 August 1998, EHRR, Vol. 30 (2000))、P・G および J・H 事件 (P. G. and J. H. v. United

となっている。上にこれらの事件の事実を詳しく紹介したのは、そのためである。その他の事件の事実については、各々の事件 が問題となった時、必要な範囲で紹介しよう。 電話盗聴事件はこのように多数存在する。このうち、クラス事件、マローン事件、 クリュスラン事件がリーディング・ケース

- 5 J. E. S. Fawcett, The Application of the European Convention on Human Rights (2nd ed.) (1987), p. 228
-) Series A, No. 28, para. 41

- (7) A対フランス事件の事実は以下の通りである。一九八〇年夏、ゲーリングという男性がパリの国家警察へ出向き、警視正にA 夫人による殺人計画を告げた。彼は殺人方法を話し合うためにA夫人に電話し、その会話を録音することを申し出た。警視正は この申出を受けた。そこでゲーリングは、警視正の事務室からA夫人に電話し、その犯罪計画について会話し、それを録音した。
- 訴棄却の決定を下した。A夫人はこの電話録音が人権条約第八条に違反するとの申立を提起した。因みに、A対フランス事件は の後一九八一年七月、謀殺未遂等の廉でA夫人に対して予審が開始されたが、一九九一年三月、予審判事は証拠不十分として公 この録音テープは警視正が保管した。その際、警視正はこの録音を上司に報告せず、予審判事の事前の許可も求めなかった。そ 他に本文の②①についても問題となった。Series A, No. 277-B, paras. 6-23
- (∞) Ibid., para. 34
- 10 Ibid., para. 37 ハルフォード事件の事実は以下の通りである。ハルフォード(女史)はマージサイド警察署の署長補佐であった。彼女は何度
- れたのである。ハルフォードはこの電話傍受が人権条約第八条等に違反するとの申立を提起した。なお、彼女の事務室の電話は 中の労働審判所への電話を保証されていた。ところが、性差別訴訟の情報を入手するために、この彼女の事務室の電話が傍受さ 室と二台の電話(そのうち一台は私用)を提供されていたが、これら電話の利用については何の制限も指図もなく、むしろ勤務 公的ネットワーク外のマージサイド警察署の内線電話ネットワークの一部であった。EHRR, Vol. 24 (1997), pp. 527-532 (paras. 8 のせいだと考えて、彼女は性差別を理由に労働審判所に訴えを提起した。ところで、ハルフォードは署長補佐として専用の事務 も副署長への昇進申請を行ったが、成功しなかった。これは彼女の男女平等運動への参加に反対していたマージサイド警察署長
- 11 Ibid., p. 543 (para. 43)
- (12) Ibid., p. 543 (paras. 44-46). 住居からかけられた電話だけでなく事業所からかけられた電話も「私的生活」および「通信」の観 Vol. 27 (1999), p. 113 (para. 50) 念に含まれることは、弁護士事務所に対する電話盗聴が問題となったコップ事件でも、人権裁判所により確認された。EHRR

13 Series A,No.82,para.83.

14

Ibid.,para.84

- 15 Series A, No.28, para. 41. マローン事件でも、人権裁判所はこのことを確認した。Series A, No. 82, para. 64.
- 16 EHRR, Vol. 27 (1999), p. 113 (para. 51).
- 17 Ibid., p. 113(paras. 52-53)
- 18
- Series A, No. 277-B, para. 34

19

Ibid., para. 36

- 20 EHRR, Vol. 28 (1999), p. 503 (para. 46).
- 21 Series A, No. 30, para. 47
- 22 Series A, No. 82, para. 66

23

Ibid.

- 24 Ibid., para. 69.
- 25 さらに、法律の授権を受けた行政規則もこの「法律」に含まれる。The Vagrancy Cases, Series A, No. 12, para. 39.

滝沢正『フランス法 (第二版)』三省堂 (二○○二年)、二八三頁。

- 27 Series A, No. 176-A, para. 28.
- 29 Ibid., para. 29. コップ事件でも、 人権裁判所はこのことを確認した。EHRR, Vol. 27 (1999), pp. 114-115 (paras. 59-61).
- 31

Series A, No. 30, para. 49

30

28

Ibid.

26

- Series A, No. 82, para. 66
- Ibid., para. 67.
- Ibid., paras. 67-68

電話盗聴と国際人権法

- Ibid., para. 70
- 36 35 Ibid. Ibid., para. 71
- 37 Ibid., para. 70.
- 39 38 Ibid., paras. 74-78 Ibid., paras. 72-73
- 掲書、一六○─一九四頁、上村、前掲論文、五五─六三頁、奥平・小田中監修、右崎・川崎・田島編、前掲書、三一六─三二三 年)に清水隆雄氏の翻訳がある)。この通信傍受法について及びイギリスにおける電話盗聴のその後の展開については、倉持、前 Ibid., paras. 79-80. マローン判決後、イギリスは「一九八五年通信傍受法」を制定した(『外国の立法』二八巻六号(一九八九
- 41 Ibid., para. 87

(田島泰彦執筆) 参照

- 42 Series A, No. 176-A, para. 30.
- 43
- Ibid., para. 33
- 川崎・田島編、前掲書、三三七―三四八頁(白取祐司執筆)参照。 一年法については、小木曽・只木、前掲論文、一二四―一三五頁、上村、前掲論文、六三―六九頁、奥平・小田中監修、右崎・ Ibid., paras. 33-36. クリュスラン判決後、フランスは「一九九一年七月一○日法律第九一—六四六号」を制定した。この一九九
- 46 活動に従事する弁護士への電話盗聴は禁じている。そこで、コップは彼の事務所の電話盗聴が人権条約第八条等に違反するとの と主張された。スイスの連邦刑訴法および判例法は被告人、被疑者、彼らと通話する第三者の電話盗聴を認めているが、弁護士 コップの法律事務所の全ての電話が盗聴された。但し、それは弁護士としてでなく、被疑者と通話する第三者として盗聴された コップ事件の事実は以下の通りである。連邦司法警察省の秘密文書漏洩の件で、連邦刑訴法第六六条に基づき、弁護士である

- (4) Ibid., pp. 115-117 (paras. 62-75). 申立を提起した。EHRR, Vol. 27 (1999), pp. 95-104 (paras. 6-39).
- 48 盗聴もそこに規定され、さらに一九九二年に最高裁は判決で電話盗聴の詳細な要件を定めた。EHRR, Vol. 28 (1999), pp. 487-494 権条約第八条等に違反するとの申立を提起した。なお申立人への電話盗聴が行われた後、一九八八年に刑訴法が改正されて電話 判事は、郵便および電報の押収および開封を規定する刑訴法を考慮に入れた。バレンスエラ・コントレラスはその電話盗聴が人 審判事が憲法第一八条三項に基づき一定の手続を自ら定めて、バレンスエラ・コントレラスの電話盗聴を命令した。その際予審 バレンスエラ・コントレラス事件の事実は以下の通りである。一九八五年一一月、侮辱的脅迫的電話の容疑で、スペインの予
- (\preceq) Ibid., pp. 505-507 (paras. 51-61).

(paras. 7-34).

- (50) Judgment of "Case of P. G. and J. H. v. United Kingdom" (この判決文は、ヨーロッパ人権裁判所のホーム・ページから検索した。 http://www.echr.coe.int/),paras. 8-33
- Ibid., paras. 44-48
- Series A, No. 61, para. 97.

Series A, No. 28, para. 26

54 53

Ibid., para. 47.

- Ibid., para. 48. マローン事件でも、人権裁判所は犯罪捜査のための電話盗聴の法律の必要性を承認した。Series A, No. 82, para
- 56 Series A, No. 28, para. 49
- 57 Ibid., para. 54
- Ibid., paras. 55-56
- Ibid., para. 57.

電話盗聴と国際人権法

同志社法学

五六巻四号

- (6) Ibid., para. 58
- (6) Ibid., para. 59
- の延長であることは明らかであるとして、彼の訴えを退けた。そこでランベールは破棄院へ上訴した。破棄院は、盗聴された電 の命令書に基づく延長は無効である、と訴えた。控訴院起訴部は、一九九二年一月と二月の決定は元の一九九一年一二月の決定 告発されたが、彼は控訴院起訴部に、一九九二年一月と二月の命令書には電話盗聴を正当化する犯罪への言及がなく、従ってそ が、その延長を命ずる命令書には犯罪への言及がなかった。この電話盗聴の結果、その被疑者宅の電話で通話したランベールが ランベールはこの破棄院判決が人権条約第八条等に違反するとの申立を提起した。EHRR, Vol. 30 (2000), pp. 348-351 (paras. 7 話が第三者のものであったので、ランベールは電話盗聴を訴える当事者適格を有しないと判示して、彼の上訴を退けた。そこで、 九一―六四六号に基づきある被疑者宅の電話盗聴を命ずる共助の依頼を出した。それは翌一九九二年一月と二月に延長された ランベール事件の事実は以下の通りである。一九九一年一二月、押込み等の容疑で、予審判事は一九九一年七月一〇日法律第
- (3) Ibid., p. 359 (para. 20).
- (3) Ibid., p. 361 (para. 30).
- (5) Ibid., p. 361 (paras. 32-34).
- (%) Ibid., pp. 362-363 (paras. 35-41)

K. C. Burke, op. cit., pp. 1132-1136

67

- 68 朴洪吉「ヨーロッパ人権条約における効力停止条項に関する一考察」『同志社法学』二〇二号(一九八八年)。
- 人権条約の判例の中で独自の発展をしている。R. St. J. Macdonald, "The Margin of Appreciation in the Jurisprudence of the F. G. Jacobs, The European Convention on Human Rights (1975), p. 201. 勿論、人権条約の機関に採用された後は、 この理論は
- European Court of Human Rights", International Law at the Time of its Codification: mélanges Ago (1987), p. 187 ところでジェイコブスは、 'op. cit., p. 201で、「評価の余地(margin of appreciation)」という語は明らかにフランス語の翻訳で

(一九八一年)、五二─五六頁。同『国際人権と刑事拘禁』日本評論社(一九九六年)、七八─八○頁)。しかし、これは北村教授 あり、「『評価の権限(a power of appreciation)』という観念はフランスのコンセイユ・デタの理論に基づく大陸の行政法制度に 「統治行為理論」を指していると述べられている(北村泰三「ヨーロッパ人権条約と国家の裁量」『法学新報』八八巻七・八号 由来している」と述べている。このジェイコブスの指摘を受けて、北村教授はこの「フランスのコンセイユ・デタの理論」が

の誤解であるように思われる。

る。これは統治行為と同じ結果になる。しかしながら、人権委員会および人権裁判所が国内機関に裁量権を狭くしか認めない場 よび人権裁判所がその審理において最終的な判断権を自身に保持しつつ、国内機関に一定の裁量権を認めるというものである。 を最終的なものとするというものである。他方評価の余地とは、これから本文で述べる内容を先取りするけれど、人権委員会お 合、それらは厳格な審理を行い、政府の主張を認めないことがある。統治行為の場合このようなことは起こりえない。 人権委員会および人権裁判所が国内機関に裁量権を広く認めれば、それらは厳格な審理を抑制し、 統治行為とは「いかなる裁判所にせよ一切の訴訟を免れるもの」を意味しており、 裁判所は政府の自律を尊重し、 政府の主張を認めることにな

ようなフランス行政法において、コンセイユ・デタの審理権に影響する理論として「統治行為(actes de gouvernement)」と |判断の自由(liberté d'appréciation)」とがある。その名称の上からも、また内容の上からも、評価の余地が起源としているのは フランス行政法の基本的部分はほとんどがコンセイユ・デタの判例法の産物である(滝沢、前掲書、二八四―二八五頁)。この

ついては、リヴェロ著、兼子仁・磯部力・小早川光郎編訳『フランス行政法』東大出版会(一九八二年)、八四―九四頁および一 -統治行為」でなく「判断の自由」であるように思われる。なお、フランス行政法における「統治行為」および「判断の自由」に

"Derogations under Human Rights Treaties", British YearBook of International Law (BYIL), Vol. 48 (1978), pp. 307-315 C. C. Morrisson, "Margin of Appreciation in European Human Rights Law", Human Rights Journal, Vol. 6 (1973); R. Higgins

- 71 Series A, No. 3, para. 28
- A. H. Robertson, "Lawless v. The Government of Ireland (2nd Phase)", BYIL, Vol. 37 (1962), p. 544

- (73) Series A, No. 24, paras. 48-49
- Vol. 53 (1977), p. 95 C. S. Feingold, "The Doctrine of Margin of Appreciation and the European Convention on Human Rights", Notre Dame Lawyer,
- (75) K. C. Burke, op. cit., p. 1134
- (%) Cf. C. C. Morrisson, op. cit.; R. Higgins, op. cit., pp. 313-315
- (77) その画期をなす判決はサンデータイムズ判決であった。江島晶子「ヨーロッパ人権裁判所における『評価の余地』理論の新た な発展」『明治大学大学院紀要(法学篇)』二九号(一九九一年)。
- (%) R. St. J. Macdonald, op. cit., p. 192
- (⊗) K. C. Burke, op. cit., p. 1132

C. C. Morrisson, op. cit., p. 283

Human Rights (2001), pp. 449-453

79

- もっとも全ての者が積極的に受け入れている訳ではない。Cf. A. Mowbray, Cases and Materials on the European Convention on
- 82 7 (1986), p. 214. R. Bernhardt, "Domestic Jurisdiction of States and International Human Rights Organs", Human Rights Law Journal (HRLJ), Vol

T. A. O'Donnell, "The Margin of Appreciation Doctrine: Standards in the Jurisprudence of the European Court of Human Rights"

ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht, Band 56 (1996); 北村、前掲論文、江島、前掲論文 E. Brems, "The Margin of Appreciation Doctrine in the Case - Law of the European Court of Human Rights", Zeitschrift fü pp. 583-606; H. C. Yourow, The Margin of Appreciation Doctrine in the Dynamics of European Human Rights Jurisprudence (1996): pp. 151-176; P. van Dijk and G. J. H. van Hoof, Theory and Practice of the European Convention on Human Rights (2nd ed.) (1990) Human Rights Quarterly, Vol. 4 (1982); R. St. J. Macdonald, op. cit.; A. H. Robertson and J. G. Merrills, Human Rights in Europe (3rd ed.) (1993), pp. 198-204; J. G. Merrills, The Development of International Law by the European Court of Human Rights (1993)

- European Court of Human Rights" HRLJ, Vol. 19-1 (1998), pp. 34-35 J. Schokkenbroek, "The Basis, Nature and Application of the Margin - of - Appreciation Doctrine in the Case - Law of the
- 85 評価の余地の広さを決定する諸要因をこのように述べた後、ショッケンブロックはこれら要因の相互関係に関して次のように
- 心に対する重大な干渉に関係していたからであり、また現行の法律と慣行は当該分野でのヨーロッパの共通の基盤を明らかにし 護』(要因b)であるという事実は人権裁判所が狭い評価の余地を選択することを妨げなかった、なぜならこの事件は権利の核 向に向く場合、一方は他方の影響を相殺するだろう。典型的な例がダジョン事件である。この事件で、干渉の目的が『道徳の保 影響は相対的である。すなわち、二つの要因が同じ方向に向く場合、一方は他方を補強する。ところが、二つの要因が反対の方 らに改良が可能であろう。より重要なことは、これら要因のいずれも絶対的でないということである。所与の事件に対するその 続ける。「既存の判例法から導き出されるこれら要因が厳重な規則を提供していないことは、明らかである。恐らく、それらはさ ていたからである (各々、要因 cと要因 a)。

てよいいくつかの役に立つ手がかりを提供しているように思われる」と。Ibid., p. 35 それにもかかわらず、以上の諸要因は、一定の判断が難しい事件で審理の範囲を決定する時、人権裁判所が正当に考慮に入れ

- 86 を判定したのである。しかも、第一五条違反を判定されたにもかかわらず、ギリシア事件の場合と異なり、トルコは人権条約を pp. 586-591 (paras. 65-87))で、人権裁判所はトルコ政府に「広い」評価の余地を認めたにもかかわらず、トルコの第一五条違反 廃棄していない。これには評価の余地理論そのものの発展ともいうべき契機が含まれているように思われる。この問題について ところで、要因(d)に関して注目すべき展開がある。アクソイ事件(Aksoy v. Turkey, 18 December 1996, EHRR, Vol. 23(1997),
- 87 Series A, No. 28, paras. 45-46 別に稿を改め検討したい。
- (%) Ibid., para. 48
- 1

電話盗聴と国際人権注

- (⊗) EHRR, Vol. 30 (2000), pp. 362-363 (paras. 38-41).
- J. Schokkenbroek, "The Prohibition of Discrimination in Article 14 of the Convention and the Margin of Appreciation", HRLJ, Vol

7.d' (oggt) 1-gt

四 おわりに

会はまた、特により頻繁に実行された電話盗聴によるそして彼らに対する潜在的疑念の雰囲気による、外国系住民 多用はプライバシーに対する脅威の増大の危険性を孕んでおり、 の基本的権利 ーデンにおける特に外国系住民の人権状況に対するこの国際反テロリズム運動の影響に懸念を表明する。 た国際反テロリズム運動の枠内における人権尊重というスウェーデンの訴えに注目するけれども、 る。その中で規約人権委員会は「委員会は二○○一年九月一一日の事件に関係する安全保障上の要求を理解し、ま 三月に行われたスウェーデンの第五回政府報告審査における規約人権委員会の最終所見の中にもみることができ あるように思われる。 今日テロリズムや組織犯罪が社会に大きな脅威を与える中で、特に九・一一以後、電話盗聴は多用される傾向に (表現の自由とプライバシー)の侵害の危険性を強調する」と述べたのである。 勿論、大きな脅威から社会を守ることは全ての国家の重要な責務である。 懸念が広がっている。それは例えば、二〇〇二年 しかし電話盗聴の 委員会はスウェ

から明らかなように、電話盗聴の法律の質については確立した判例法が存在する。 しか持たない締約国の場合、要件を満たした制定法の採択が期待されるのであり、 に展開するのであろうか。まずヨーロッパ人権条約における電話盗聴について。 電話盗聴が多用される傾向の中で、 今後自由権規約およびヨーロッパ人権条約において電話盗聴問 ヨーロッパ人権裁判所判例の検討 もしその国が不明確な法律に基 従ってまだ十分明確でない 題はどのよう

限り、 る。しかしヨーロッパ人権裁判所も認めるように、 づき電話盗聴を実行すれば、ヨーロッパ人権裁判所はこれまで通り厳格な審理を行うであろう。 市民は常に監視を怠らず、 でない限り、 われても、 した法律に基づく電話盗聴の場合である。この場合には締約国政府がその法律を厳格に遵守することが期待され 日 | ロッパ人権裁判所は厳格な審理を抑制するということである。とすれば、 電話盗聴の性質上その濫用が表面に出ることはまずない。 締約国に「広い」評価の余地を認める可能性が高いのである。これは、条約違反が十分立証されない 濫用があった場合それを十分チェックできなければならない。 電話盗聴は非常に濫用されやすいものである。そして濫用が行 ヨーロッパ人権裁判所は、 政府が法律を濫用しないよう 電話盗聴の法律の適正な 問題は要件を満た 条約違反が明らか

の建設的対話を通して、 他方、 規約人権委員会は電話盗聴を個人通報でなく政府報告審査で検討してきた。規約人権委員会は各国政府と 各締約国の電話盗聴の様々な問題点を明らかにし、改善を促してきたのである。 政府報告

運用は、

何よりも国内の取り組みにかかっているのである。

である。政府報告審査で規約人権委員会はいくつかの締約国に電話盗聴に関する明確な法律の制定を勧告したが、 要件を明らかにすることが必要である。十分明確でない法律に基づき電話盗聴を実行している国が少なくないから 深め、 とから各締約国の特殊な事情に考慮を払って多様で柔軟な対応を可能とするものである。政府報告審査に全ての締 審査は各国政府との建設的対話を通して各締約国による規約の実施を援助しようとするものであり、 約国が必ずしも積極的な姿勢を示してきた訳ではないけれども、 電話盗聴について建設的対話を積極的に継続していくことが期待される。 今後も規約人権委員会が各国政府との信頼関係を 同時に、 電話盗聴に関する法律の 裁判でないこ

この明確な法律の要件がどのようなものであるか、現在十分明らかではない。それは将来第一選択議定書に基づい

て電話盗聴に関する通報が提出され、規約人権委員会の見解が積み重ねられるのを待たなければならない。

権委員会はヨーロッパ人権裁判所と同じようなアプローチを採用するのであろうか、それとも、それとは別のアプ

第一選択議定書に基づき通報が提出された時、規約人権委員会はどのような態度をとるのであろうか。

規約人 それで

は、

ローチを採用するのであろうか。規約人権委員会の今後の行動が注目される。

2 Series A, No.28, para. 56; Series A, No. 82, para. 81

1

A/57/40 (2002), p. 59, para. 12.

3 小坂田、前掲論文、三八—三九頁。